



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

▽神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 [行財政局厚生課] 942

告 示

▽指定納付受託者の指定（GMO ペイメントゲートウェイ株式会社）
 [企画調整局参画推進課] 945

▽土壌汚染対策法第11条第2項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定の解除
 [環境局環境保全課] 945

▽道路法による道路の区域変更（市道 名谷高丸線）
 [建設局道路管理課] 946

▽地縁による団体の認可（川北自治会）
 [企画調整局参画推進課] 947

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（南古自治会）
 [企画調整局参画推進課] 948

▽瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧
 [環境局環境保全課] 948

▽有料公園施設の使用料徴収業務の委託
 [建設局公園部管理課] 950

▽住居表示実施による町の区域およびその名称の変更案（兵庫区中之島1丁目）
 [行財政局住民課] 950

公 告

▽都市計画の決定に伴う都市計画案の縦覧（神戸国際港都建設計画特定防災街区整備地区ほか）
 [都市局都市計画課] 953

▽一般競争入札による特定調達契約の締結（基幹系仮想デスクトップ環境 構築・運用業務）
 [企画調整局デジタル戦略部] 953

▽都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧及び意見書の提出（神戸国際港都建設計画）
 [都市局都市計画課] 958

▽技術提案評価型（AⅡ型）総合評価落札方式一般競争入札による契約の締結（ポートアイランド処理場改築更新等事業）
 [建設局下水道部経営管理課] 959

▽建築協定書の提出及びその縦覧（六甲アイランド CITY ウェストコート5番街戸建地区建築協定）
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 970

▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（福祉医療システム運用保守業務一式）
 [福祉局国保年金医療課] 971

▽特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（神戸市国民健康保険システム運用保守業務一式）
 [福祉局国保年金医療課] 971

区 役 所

▽臨時運行許可番号標の失効
 [兵庫区総務部市民課] 972

水 道 局

▽神戸市水道局公印規程及び神戸市水道局公文書管理規程の一部を改正する規程
 [水道局経営企画課] 973

▽神戸市水道局会計規程等の一部を改正する規程
 [水道局経営企画課] 978

▽神戸市水道局徴収事務委託規程
 [水道局営業課] 999

▽神戸市水道局公用車運行規程
 [水道局経営企画課] 1003

交 通 局

▽神戸市交通局乗合自動車職員服務規程の一部を改正する規程
 [交通局職員課] 1009

▽神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程
 [交通局職員課] 1016

▽企業職員の職務分類の基準に関する規程及び管理職手当の支給に関する規程の一部を改正する規程
 [交通局職員課] 1019

▽交通局現業員採用規程及び交通局現業員の採用に関する身体検査等標準規程の一部を改正する規程
 [交通局職員課] 1021

教育委員会

- ▽神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
[教育委員会事務局教職員課] 1026
- ▽神戸市立高等学校の管理運営に関する規則及び神戸市立高等学校の主任等の設置に関する規則の一部を改正する規則
[教育委員会事務局教職員課] 1028
- ▽神戸市教育委員会事務局組織規則及び神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
[教育委員会事務局教職員課] 1031
- ▽神戸市立青少年科学館条例施行規則及び神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則を廃止する規則
[教育委員会事務局教職員課] 1035
- ▽神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則
[教育委員会事務局教職員課] 1036
- ▽神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程の一部を改正する規則
[教育委員会事務局教職員課] 1040
- ▽教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令 [教育委員会事務局総務課] 1041

人事委員会

- ▽令和4年改正条例附則第3条の規定による給料に関する規則
[人事委員会事務局調査課] 1057
- ▽神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則
[人事委員会事務局調査課] 1060
- ▽管理職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則 [人事委員会事務局調査課] 1063
- ▽人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令
[人事委員会事務局調査課] 1072

規 則

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月20日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第1号

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年8月規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（災害の届出）</p> <p>第3条 補償を受けようとする者は、<u>公務上の災害又は通勤による災害</u>と思われる死傷病が発生したときは、様式第1号による公務災害発生届又は様式第1号の2による通勤災害発生届により、当該死傷病に係る職員の所属の長（地方公務員法第3条第3項第1号及び第2号の職員にあつては、その庶務を掌る部局の長をい</p>	<p style="text-align: center;">（災害の届出）</p> <p>第3条 補償を受けようとする者は、<u>公務又は通勤により生じた</u>と思われる死傷病が発生したときは、様式第1号による公務災害発生届又は様式第1号の2による通勤災害発生届により、当該死傷病に係る職員の所属の長（地方公務員法第3条第3項第1号及び第2号の職員にあつては、その庶務を掌る部局の長をいう。以</p>

う。以下「所属長」という。)を経由して実施機関に速やかに届け出なければならない。

(認定及び通知)

第4条 [略]

2 実施機関は、前条の規定による届出に係る災害が、公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、同条の規定による届出をした者にその旨を通知しなければならない。

(1) 実施機関の職及び氏名

(2)～(5) [略]

(休業補償の停止事由)

第7条の2 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) [略]

(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、收容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に收容されている場合又は売春防止法

下「所属長」という。)を経由して実施機関に速やかに届け出なければならない。

(認定及び通知)

第4条 [略]

2 実施機関は、前条の規定による届出に係る災害が、公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、同条の規定による届出をした者にその旨を通知しなければならない。

(1) 実施機関の長の職及び氏名

(2)～(5) [略]

(休業補償の停止事由)

第7条の2 条例第8条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) [略]

(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、收容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合

(昭和31年法律第118号) 第17条の
規定による補導処分として婦人補
導院に収容されている場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

神戸市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
東京都渋谷区道玄坂1-2-3
GMOペイメントゲートウェイ株式会社
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入等
クレジットカード決済を利用して納付するふるさと納税寄附金
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
令和4年4月15日
- 4 指定代理納者指定の効力
第1項に規定する者に対する第2項の歳入等の納付にかかる指定代理納付者の指定については、本件指定納付受託者の指定によりその効力を失う。

神戸市告示第58号

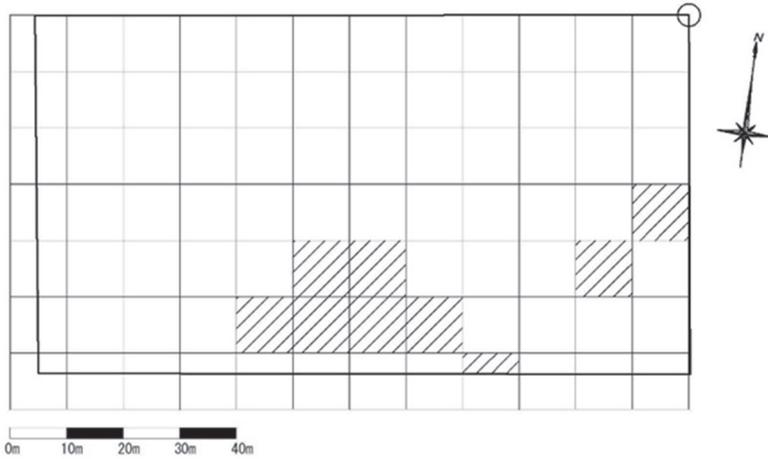
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和4年4月15日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
兵庫区遠矢浜町28番1の一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図



- <凡例>
- 起点
 - 敷地境界線
 - ▨ 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域

<起点>
 起点は、兵庫区遠矢浜町28番1の敷地境界最北端とする。

<格子の回転角度>
 82° 36′ 28″
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

神戸市告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年5月2日まで一般の縦覧に供する。

令和4年4月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	名谷高丸線	神戸市垂水区名谷猿倉243番1地先から	新	24.00	最大 10.00 最小 10.00
		神戸市垂水区名谷字猿倉249番2地先まで	旧	24.00	最大 20.00 最小 10.00

神戸市告示第86号

地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月20日

神戸市長 久元喜造

1 名称

川北自治会

2 規約に定める目的

この会は、快適で充実した生活が送れるように、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること。
- (3) 集会所の維持管理を図ること。
- (4) 福利、厚生に関すること。
- (5) 生活改善、文化、体育等に関すること。
- (6) 防火、防犯に関すること。
- (7) 市政への協力及び他団体との連絡調整に関すること。
- (8) その他目的達成に必要なこと。

3 区域

この会の区域の西側は、北側を三田市境、南側を有馬川までとし、神戸市北区道場町塩田3137番地、3135番地、3430番地及び3463番地を西側境界線とする。東側は北側三田市境、南側を有馬川までとし、神戸市北区道場町塩田3333番地の田地から、東西道路南側の3303番地、3287番地、3275番地、3267番地及び3208番地の2を東側境界線とする。但し塩田2483番地の4、2483番地の5、3261番地の1、3261番地の2、3259番地の1、3259番地の2、3284番地、3286番地を除外する。

4 主たる事務所

神戸市北区道場町塩田字馬場添南3600番地

5 代表者の氏名

中田 敬子

6 代表者の住所

神戸市北区道場町塩田2554番地の2

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 規約に定めた解散の事由

総会において全会員の4分の3以上の同意により解散する。

11 認可年月日

令和4年4月14日

神戸市告示第87号

次の地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月20日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
南古自治会
- (2) 主たる事務所
神戸市西区岩岡町岩岡1449番地
- (3) 代表者の氏名
藤田 秀人
- (4) 代表者の住所
神戸市西区岩岡町岩岡1562番地の18

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「吉岡 和洋」を「藤田 秀人」に改める。
- (2) 代表者の住所
「神戸市西区岩岡町岩岡1778番地」を「神戸市西区岩岡町岩岡1562番地の18」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月1日

神戸市告示第92号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該特定施設の設置による環境への影響についての調査に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月10日

神戸市長 久元喜造

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 川崎重工業株式会社
住所 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

代表者 代表取締役 橋本 康彦

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 川崎重工業株式会社 西神戸工場

所在地 神戸市西区蘆谷町松本234番地

(3) 申請対象特定施設に関する事項

ア 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1

第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 2基

イ 申請対象特定施設の概要

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理に関する事項

新設する特定施設からの廃水は全量産業廃棄物として処理する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 令和4年5月10日から令和4年5月30日

(2) 場所 神戸市環境局環境保全課

別表1 特定施設の概要

種 類	65号
能力・基数	タンク容量150L 処理能力 60L/min × 1基 タンク容量150L 処理能力170L/min × 1基
工事着手予定年月日	許可後
工事完成予定年月日	工事着手10日後
使用開始予定年月日	完成後翌日
使用時間間隔及び 1日当たりの使用時間 並びに季節的変動の概要	8:00～18:00, 20:00～翌6:00 18時間（昼休み2時間停止） 季節的変動なし

項 目		通 常	最 大
汚水等の汚染状態及び量	水素イオン濃度	9～10	11
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	5,000～20,000	20,000～40,000
	化学的酸素要求量 (mg/L)	4,000～5,000	5,000～10,000
	浮遊物質 (mg/L)	0～50	50～500
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	300～2,000	2,000～10,000
	窒素含有量 (mg/L)	500～900	900～5,000
	りん含有量 (mg/L)	0～100	0～500
	2基合計汚水量 (m ³ /月)	0.01	0.018
備 考	廃液は廃棄物処理業者に処理を委託する。		

神戸市告示第93号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、深江浜公園、瀬戸公園、住吉公園、魚崎浜公園、住吉浜公園、大和公園、大倉山公園、磯上公園、小野浜公園、遠矢浜公園、北神戸田園スポーツ公園、海浜公園、名谷公園、神戸総合運動公園(球技場及びテニスコートに限る)、本多聞南公園、舞子東海浜緑地、垂水健康公園、桜が丘中央公園、糺台公園及び高塚公園の有料公園施設の使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月10日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸市須磨区緑台
 公益財団法人神戸市公園緑化協会
 理事長 岡田 健二

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

神戸市告示第94号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、町の区域を新設するに当たり、同法第5条の2第1項の規定により、その案を次のとおり告示する。

別図1及び別図2は神戸市行財政局住民課及び兵庫区総務部まちづくり課に備え置く。

令和4年5月10日

神戸市長 久元喜造

1 新設案の内容

別図1に示す区域を、当該区域に隣接する町の区域を新設することにより、別図2に示す区域とする。

2 新設に係る町の区域及びその名称

新設に係る町の名称	その名称
兵庫区中之島1丁目地先の公有水面	兵庫区中之島1丁目





公 告

神戸市公告第20号

都市計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を令和4年4月18日から令和4年5月2日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

令和4年4月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類	2 都市計画を決定する土地の区域
神戸国際港都建設計画特定防災街区整備地区	<下三条町北地区> 神戸市兵庫区下三条町の一部
神戸国際港都建設計画防災街区整備事業	<下三条町北地区防災街区整備事業> 神戸市兵庫区下三条町の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
都市局都市計画課

神戸市公告第21号

一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）を締結するので、特例政令第6条並びに神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の5第1項において読み替える規則第4条及び規則第27条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年4月18日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

基幹系仮想デスクトップ環境 構築・運用業務

(2) 履行場所

ア 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館11階

神戸市企画調整局デジタル戦略部（電話番号078-322-6891）

- イ 落札事業者事業所
- ウ その他本市が指定する会議室等

(3) 履行期間

- ア 設計・構築業務
契約締結日から令和5年3月31日まで
- イ 運用・保守業務
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（60ヶ月）

(4) 調達内容

調達内容の詳細については入札説明書等（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）を参照してください。

(5) 入札方式

紙による入札とします。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行います。

総合評価は、技術点（調達仕様書等で要求する機能等の評価）と価格点（調達に係る入札金額の評価）の合計によるものとします。

2 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている単体企業又は共同事業体であることとします。

- (1) 令和4年度及び令和5年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。なお、上記の入札参加資格を有すると認定されていない者は、令和4年4月28日（木）の午後4時までには次のとおり申請を行えば当該審査を受けることができる。

ア 申請先

神戸市行財政局契約監理課（神戸市役所1号館2階）

電話：078-322-5146

イ 申請に必要な書類の入手方法

神戸市行財政局契約監理課で市役所開庁日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付する。

- (2) 入札参加資格確認申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (4) 国、都道府県、政令指定都市、中核市、特別区又は、民間企業で大規模の仮想デスクトップ構築業務を受託した経験をもつ者、もしくは本市がこれと同等の能力を有すると認める者であること。実績は元請に限る。共同事業体の場合は、構築・運用の業務において中心的な役割を果たしたものに限る。
- (5) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として5社以内の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時まで共同事業体を構成し、

代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。なお、代表者は、本市に対して本業務の履行に係る全ての責任を負う。共同事業体の構成員は上記(1)(2)(3)(5)の要件をすべて満たす必要があり、上記(4)はいずれか1つの構成員が満たす必要がある。また、共同事業体の構成員は、他の共同体の構成員となり、又は単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体の結成に関する届出書を作成し、提出すること。

- (6) 業務の一部再委託（再々委託を含む。）する場合は、提案書に再委託を行う業務の内容及び委託予定先を記載し、契約時に本市の承認を求めること。但し、委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託、及び三階層以上の再委託については認めない。なお、本市が再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや、再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはない。

3 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

4 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和4年4月18日（月）から令和4年5月6日（金）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第3条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館11階

神戸市企画調整局デジタル戦略部ICT総合戦略担当（電話番号078-322-6891）

(3) 交付方法

無償。直接交付とします。事前に電話連絡をしてください。ただし、調達仕様書の一部には本市情報資産のセキュリティ事項が含まれるため、関係書類の配布を希望する者は、秘密保持誓約書を提出してください。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

入札に参加しようとする者は入札説明書で定める入札参加資格審査申請を行うものとします。

(1) 提出場所

神戸市企画調整局デジタル戦略部（電話番号078-322-6891）

（持参、郵送・宅配とも事前に上記に電話連絡をしてください。）

(2) 提出方法

持参又は郵送・宅配とします。郵送・宅配の場合は事前に担当課に電話連絡のうえ、送付記録が残る方法にて期限までに必着のこと。

(3) 提出期間

令和4年4月20日（水）から令和4年5月16日（月）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

6 特定調達契約に関する事務を担当する部局及び契約条項を示す場所
神戸市企画調整局デジタル戦略部（電話番号078-322-6891）

7 入札書等の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出場所

神戸市企画調整局デジタル戦略部（電話番号078-322-6891）

（持参、郵送・宅配とも事前に上記に電話連絡をしてください。）

(2) 提出方法

持参又は郵送・宅配とします。郵送・宅配の場合は、書留等受取人記録が残る方法にて、指定する提出時間内に指定する提出場所に必着のこと。入札書、提案書等の必要書類を提出してください。提出内容の詳細は入札説明書によります。同一の事業者（入札説明書に示す関連事業者を含む。）が複数の提案をすることは認められません。

(3) 提出期間

令和4年5月30日（月）午前10時まで。郵送・宅配の場合は、令和4年5月30日（月）までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課（文書係）に到着していること。事前に担当課に電話連絡のうえ、書留郵便で送付すること。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和4年6月8日（水）午後3時より

(2) 場所

神戸市役所本庁舎1号館11階（神戸市中央区加納町6丁目5番1号） 研修室

9 入札参加資格・入札説明書等に関する及び落札者決定基準及び調達仕様書等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

ア 入札参加資格及び入札説明書（落札者決定基準に関するものを除く）に関する質問

令和4年4月25日（月）午後4時まで

イ 落札者決定基準及び調達仕様書等の質問

令和4年5月13日（金）午後4時まで

(2) 質問受付及び回答の方法

質問がある場合は、質問書により電子メールで提出してください。電話、来訪などによる口頭での質問は受けません。

質問に対する回答方法として、アの入札参加資格及び入札説明書に関する質問については、令和4年4月27日（水）までに随時回答を行います。また、イの質問については、令和4年5月18日（水）までに、入札参加資格申請を行った事業者に対し、質問提出期間内に受領した全ての質問内容のうち、業者が特定できる情報を除いた要旨とそれに対する本市の回答をその時点での応札予定者（入札説明書等を受け取った者又は入札参加資格審査申請を行った者）全員に一斉に電子メールにて回答します。質問受付締め切り後は、調達仕様書の内容のほか入札に影響を与える質問には一切回答しません。また、本市の回答は入札説明書等を補足する効力を持つものとしします。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書、提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額そのほか主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市が指定した様式以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンそのほかの訂正の容易な筆記具により入札書に記載したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

なお、本市により入札に参加する者に必要な資格があることを確認された者であっても、落札者の決定から契約締結までの間において神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置若しくは取引停止取扱要領に基づく取引停止等措置を受けている者等、第2項第1号に掲げる資格のない者に該当した入札は無効とします。その場合、予定価格の範囲内で定量化審査における「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがあります(地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約)。

11 落札者決定基準

入札金額及び提案内容をもとに価格点及び技術点を算出し、その合計点数を総合評価点数として、最も高い者を落札者とします。

価格点については、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税を含む（10%））により算出します。上限金額は入札説明書に記載の金額とします。

ただし、入札金額が上限を超過している場合、価格点は算出せず、失格とします。また、入札金額が著しく低い額を提案した場合は、本市による調査を行い、履行に支障がないのかの確認を行います。

技術点については、提案書における評価項目（大項目）のうち、必須とした項目に含まれる提案評価項目（小項目）に1つ以上D評価があった場合、合計得点に関わらず失格とします。

(1) 評価項目と配点

技術点	調達仕様書等にて要求している内容の実現性・性能及び事業者の幅広い能力・ノウハウ等の技術力、提案力等を評価します。		
	(配点内訳)		
	【提案書】		
	提案者について	20点	750点
	機能要件（必須）	200点	
	非機能要件（必須）	140点	
	構築要件（必須）	120点	
	運用保守要件（必須）	180点	
留意事項	20点		
その他	70点		

価格点	250点
合計評価点	1,000点

(2) 落札者の決定基準

- ア 入札金額が、本市が定める上限の範囲内であり、入札説明書等に定めるところにより算出された技術点と価格点の合計点がもっとも高いものを落札者とします。
- イ アによる最高得点者が複数ある場合は、そのうち技術点が最も高い者を落札者とします。更に技術点の最高得点者も複数ある場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本市の職員にくじを引かせて落札者を決定します。

12 特定調達契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 入札に参加する者に必要な資格を有すると認定されていない者の参加

- (1) 第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。

- (2) 特定調達契約に限定した入札参加資格の登録は、行財政局財政部契約監理課（神戸市役所1号館2階）にて随時受け付けしています。

入札参加資格の申請書は、行財政局契約監理課にて午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）無料で交付します。

- (3) 本入札に参加する場合には、令和4年4月28日（木）の午後4時までに申請する必要があります。

14 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除します。

15 Summary

- (1) Contract Content : Construction, operation and maintenance of virtual desktop infrastructure for core system
- (2) Deadline for submitting application forms and other required documents by those intending to make bids : 4:00 P.M. May 16, 2022.
- (3) Deadline for submitting bids : 10:00 A.M. May 30, 2022.
- (4) A contact point where tender documents are available : Digital Strategy Department, Planning and Coordination Bureau, Kobe City Government, 6-5-1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan. TEL 078-322-6891

神戸市公告第22号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準

用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を令和4年4月18日から令和4年5月2日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

令和4年4月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類	2 都市計画を変更する土地の区域
神戸国際港都建設計画公園	〈2. 2. 52号天王川公園〉 神戸市兵庫区下三条町 〈2. 2. 349号下三条町公園〉 神戸市兵庫区下三条町

3 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
 三宮国際ビル6階
 都市局都市計画課

神戸市公告第23号

技術提案評価型（AⅡ型）総合評価落札方式一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

なお、当該契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約です。

令和4年4月19日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

事業名	ポートアイランド処理場改築更新等事業
事業場所	1期側用地 神戸市中央区港島中町8丁目4 2期側用地 神戸市中央区港島南町3丁目7 上記の他、維持管理業務は以下を含む 神戸市中央区港島9丁目11-2 神戸市中央区港島中町1丁目 神戸市中央区港島中町7丁目14 神戸市中央区港島中町8丁目
事業期間	設計・施工 契約締結日の翌日～令和12年3月31日 （ただし、2系水処理供用に伴う施設の引き渡しは令和11年4月1日まで） 維持管理 令和11年4月1日～令和31年3月31日

事業概要	<p>(1) 設計・施工業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本事業に係る実施設計業務 ② 1系水処理施設の再生水設備の更新工事 ③ 2系水処理施設の設備工事 ④ 2系ポンプ棟の築造工事 ⑤ 2系ポンプ棟の設備工事 ⑥ 雨天時浸入水対策施設の築造工事または既存施設の転用工事 ⑦ 既存処理場及び新設処理場の機能維持に必要な業務 ⑧ 上記に関連して必要となる業務 <p>(2) 維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本事業対象施設の維持管理業務
前払金	<p>各会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。</p>
その他	<p>(1) 本事業は、技術提案を受けた上で、設計業務及び施工業務（以下、「本工事」という。）並びに維持管理業務を一括して発注する設計・施工、維持管理一括発注方式の事業である。</p> <p>(2) 本事業は、技術提案の審査において、提案についての改善を求め、又は提案を改善する機会を与える。また、提案を実施するために必要な設計数量・単価表等の見積が必要な場合には見積等の提出を求め、予定価格を定める技術提案評価型（AⅡ型）総合評価落札方式の事業である。</p> <p>(3) 本事業は、総価契約・単価合意方式の事業である。</p> <p>(4) 本事業は、本事業に関する設計を自ら行う場合だけでなく、本事業に関する設計を構成員（建設コンサルタント）（以下、「設計に係る構成員」という。）が行う場合、入札参加者より委託され本事業に関する設計の一部を行う者（以下、「設計受託者」という。なお、入札参加時点において予定されている者も含む。）との共同による技術提案等も認め、その内容を審査し、評価する事業である。</p> <p>(5) 落札者又は落札者となった企業グループの構成員は、本事業における設計・施工、維持管理に関し、本事業に係る基本契約等を本市と締結する事業である。</p> <p>(6) 落札者又は落札者となった企業グループの構成員は、維持管理業務の実施のためにSPCを設立する場合、SPCを会社法に定める株式会社として神戸市内に設立し、SPCにかかる商業登記簿謄本を本市に提出しなければならない。</p>

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含む。＊印部分は、下の説明と併せて確認すること。）

入札参加者の構成	<p>(1) 入札参加者は、単独企業または複数の企業で構成されるグループとし、グループを構成する企業数は任意であり、1企業で複数の業務を兼ねることは</p>
----------	--

等	<p>可とする。</p> <p>(2) 複数の企業で構成されるグループは、設計・施工業務の実施を担う者、維持管理業務の実施を担う者により構成されるグループ（以下、「入札参加者グループ」）とする。</p> <p>(3) 入札参加者グループは、施工業務の実施を担う構成企業の中から入札参加者グループの代表企業を定め、代表企業が入札参加資格審査申請書等の申請及び入札手続きを行うこと。</p> <p>(4) 入札参加者グループは、入札参加資格審査申請書等の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務及び工事について明らかにすること。</p> <p>(5) 入札参加資格審査申請書等の提出後、入札参加者グループの代表企業及び構成企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事業があると本市が認めた場合に限り認めるものとする。</p> <p>(6) 単独企業及び入札参加者グループの構成企業は、他の入札参加者グループの構成企業になることはできない。</p>
共通の入札参加資格要件	<p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(2) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。</p> <p>(a) 「会社更生法」（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）</p> <p>(b) 「民事再生法」（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）</p> <p>(3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者でないこと。</p> <p>(4) 入札参加資格の審査申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、本市の指名停止処分を受けている者でないこと。</p> <p>(5) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者並びにこれらの者と資本面及び人事面において関連のある者でないこと。「資本面及び人事面において関連のある者」とは、17 その他(1)ア及びイに該当する者をいう。なお、本事業に係る本市のアドバイザー業務に関与した者は、以下に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PwCアドバイザリー合同会社 ・日本工営株式会社 ・玉野総合コンサルタント株式会社 ・PwC弁護士法人
設計・施工業務に関する事項	
形態＊A	単独企業又は特定建設工事共同企業体
構成員の数	2社又は3社又は4社
単独企業又は共同企業体の各構成員（代表者を含む）の共通の条件	(1) 本事業において主として担当する業務について、令和4・5年度神戸市工事請負競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。（神戸市契約規則第3条の2第1項又は第27条

の4第1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。)

(2) 土木工事、建築工事、機械設備工事、及び電気設備工事の各工事において、単独企業又は各工事を担当する構成員は、当該工事期間中に監理技術者又は主任技術者を専任配置すること。また、構成員1社が上記の複数の工事を担当する場合は、担当工事に係る配置技術者を専任配置すること。

共同企業体の各構成員（代表者を含む）に関する条件

その1

建設業の許可	土木工事業及び建築工事業に係る特定建設業の許可
経営事項審査の結果の点数*B	土木工事一式及び建築工事一式の総合評価値がそれぞれ900点以上
施工実績	下水道法上の下水処理場又はポンプ場の土木及び建築部分の建設工事を、元請けとして平成18年度以降に完成させた実績があること。（同一施設で土木と建築が別契約のものでもよい）ただし、共同企業体の構成員として施工したものは、代表者として施工したものに限り実績に含める。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

その2

建設業の許可	機械器具設置工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可
経営事項審査の結果の点数*B	機械器具設置工事及び水道施設工事の総合評価値がそれぞれ1000点以上
施工実績	下水道法上の終末処理場で、処理能力1万m ³ /日以上 of 生物反応槽において、窒素・リン同時除去の高度処理方式の反応槽設備を、新設又は更新する工事を、元請けとして平成18年度以降に完成させた実績があること。ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。なお、窒素・リン同時除去の高度処理方式とは、嫌気無酸素好気法、循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤添加）、循環式硝化脱窒法（凝集剤添加）の他、これらの方法と同程度以上に下水中の窒素・リンを処理することができる処理方式を含む。

その3

建設業の許可	電気工事業に係る特定建設業の許可
経営事項審査の結果の点数*B	電気工事の総合評価値が1000点以上
施工実績	下水道法上の終末処理場において、下記の全ての設備を元請けとして平成18年度以降に完成させた施工実績があること。ただし、

	<p>補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。</p> <p>(a) 高圧受変電設備（自社で製作した高圧受変電盤を用いたものに限る）</p> <p>(b) 水処理又は汚泥処理に係る動力負荷設備（自社で製作した動力制御盤を用いたものに限る）</p> <p>(c) 中央監視設備（自社で製作したコントローラ盤・監視装置を用いたものに限る）</p>
構成員の組合せ及び入札参加に含むべき企業	その1、その2、その3いずれの構成員も必ず含むこと。なお、複数の構成員の資格を1社で満たしてもよい。
維持管理業務に関する事項	
形態* C * C'	単独企業、共同企業体又は特別目的会社
共同企業体の構成員の数	2社又は3社又は4社
資格	<p>(1) 令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。（神戸市契約規則第3条の2第1項又は第27条の4第1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。）</p> <p>(2) 単独企業、維持管理業務の共同企業体（以下、「維持管理JV」という。）の構成員（以下、「維持管理JV構成員」という。）のいずれか又は特別目的会社（以下、「SPC」という。）の構成企業（以下、「SPC構成企業」という。）のいずれかは次の要件を満たすこと。</p> <p>(a) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。</p>
実績	<p>(1) 単独企業、維持管理JV構成員のいずれか又はSPC構成企業のいずれかは次の要件を満たすこと。</p> <p>(a) 平成18年度以降に、公共下水道、流域下水道における、処理能力1万m³/日以上の下水处理施設（オキシデーションディッチ法を除く）において、元請として維持管理業務を実施した実績が入札日において1年以上あること。</p>

本工事に関する設計を施工業務の実施を担う者が行う場合、又は本工事に関する設計の一部を委託する場合に単独企業又は構成員に必要な資格*A

本工事に関する設計を施工業務の実施を担う者が行う場合、又は本工事に関する設計の一部を委託する場合は、その設計に係る単独企業又は構成員に対して、以下の競争参加資格要件を設定する。

資格

- (1) 本工事に関する設計を施工業務の実施を担う者が自ら行う予定の場合、構成員のいずれか又は単独企業は、次の要件を全て満たすものであること。
 - (a) 建築設計を担う構成員又は単独企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。また、建築設計業務の担当技術者として一級建築士を配置できること。
 - (b) 建築設計以外の各設計を担う各構成員又は単独企業は、以下のアからウのいずれかを満たす者が在籍していること。
 - ア 技術士法（昭和56年法律第25号）に定める技術士で、技術士（上下水道部門、建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか、又は、総合技術監理部門（選択科目は上下水道部門、建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか））の資格を有する者
 - イ R C C M（選択部門は下水道、鋼構造及びコンクリート、機械、電気電子のいずれか）の資格を有する者
 - ウ 外国資格を有する技術者で上記ア又はイ相当との国土交通大臣認定等を受けている者
 - (c) 各設計を担う各構成員又は単独企業は、(b)アからウのいずれかを満たす者を設計業務の管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者として配置できること。ただし、単独企業又はある構成員が土木工事、建築工事、機械設備工事、及び電気設備工事のうち複数の工事の設計業務を担当する場合は、管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者は他の工事の設計を兼務することができるものとする。建築設計のみを行う構成員は一級建築士を管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者とすることも可能とする。また、管理技術者、設計主任技術者は兼務することができるが、照査技術者は兼務することはできない。なお、施工業務における現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者及び設計主任技術者を兼務することができる。
- (2) 本工事に関する設計の一部を自ら行わない場合、設計受託者にその設計を委託することができるが、設計を委託する構成員又は単独企業は、担当する工事の設計業務につき上記(b)アからウで定めるものを設計業務の管理技術者として配置すること。なお、施工業務における現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者を兼務することができる。

本工事に関する設計の全部又は一部を設計に係る構成員が行う場合、又は設計の一部を委託する場合の設計受託者に必要な資格* A'

本工事に関する設計の全部又は一部を設計に係る構成員が行う場合、又は設計受託者に設計の一部を委託する場合は、その設計に係る構成員又は設計受託者に対して、以下の競争参加資格要件を設定する。

資格

- (1) 令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。（神戸市契約規則第3条の2第1項又は第27条の4第1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。）
- (2) 技術士法（昭和56年法律第25号）に定める技術士で、技術士（上下水道部門（選

	<p>択科目を「下水道」とする。)、又は、総合技術監理部門（選択科目は上下水道部門－下水道）の資格を有する者、RCCM（選択部門は下水道）の資格を有する者、外国資格を有する技術者で上記相当との国土交通大臣認定等を受けている者のいずれかを満たす者が在籍していること。</p> <p>(3) 設計に係る構成員は、(2)の要件を満たす者を設計業務の管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者として配置できること。なお、管理技術者、設計主任技術者は兼務することができるが、照査技術者は兼務することはできない。</p> <p>(4) 設計受託者は、(2)の要件を満たす者を設計主任技術者及び照査技術者として配置できること。なお、設計主任技術者と照査技術者は兼務することはできない。</p> <p>(5) 設計受託者は、2 入札に参加する者に必要な資格の「共通の資格要件」の要件を満たす者であること。</p>
<p>業務実績</p>	<p>(1) 設計に係る構成員が本事業における全ての設計を行う場合は以下の全てを満たすこと。</p> <p>(a) 下水道法上の下水処理場又はポンプ場の土木及び建築部分の実設計業務（同一施設で土木と建築が別契約のものでもよい）を、元請として平成18年度以降に完成させた実績があること。</p> <p>(b) 下水道法上の下水処理場又はポンプ場の機械及び電気設備の実設計業務（同一設備で機械と電気が同一契約のものに限る）を、元請として平成18年度以降に完成させた実績があること。</p> <p>(2) 設計に係る構成員が本事業における設計を施工業務の実施を担う者と分担する場合は、設計に係る構成員が土木、建築設計を行う場合は上記(a)を、機械、電気設計を行う場合は上記(b)の要件を満たすこと。</p> <p>(3) 設計受託者は、土木、建築設計を行う場合は上記(a)を、機械、電気設計を行う場合は上記(b)の要件を満たすこと。</p>
<p>* A 形態が特定建設工事共同企業体である場合にさらに必要な資格</p> <p>(1) 構成員の自主結成であること。</p> <p>(2) 共同請負について（昭和28年3月10日建設省発建第9号）に規定する甲型（共同施工方式）であること。又は、乙型（分担施工方式）であること。</p> <p>(3) 甲型の場合、代表者の出資比率が、構成員中最大であること。</p> <p>(4) 乙型の場合、本工事における各構成員の分担工事を定めること。</p>	
<p>* A' 設計に係る構成員及び設計受託者にさらに必要な資格</p> <p>(1) 建築設計を担う場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。また、建築設計業務の担当技術者として一級建築士を配置できること。</p> <p>(2) 入札参加する複数の者からの設計受託を予定していないこと。</p> <p>なお、設計受託者の倒産等やむを得ない理由により設計の履行が不可能になった場合を除き、落札決定後の設計受託者の変更は認めない。やむを得ず設計受託者を変更する際は、本市の承諾を得ること。</p>	

- * B 経営事項審査の結果の点数を要件としている場合
 経営事項審査の結果の点数は、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。
- * C 形態が共同企業体である場合にさらに必要な資格
 - (1) 特定建設工事共同企業体の構成員（以下、「建設JV構成員」という。）のいずれか（設計・施工業務の実施を単独で行う場合は、設計・施工業務を行う単独企業）及び維持管理の実施を担う者から維持管理JVを自主結成すること。
 - (2) 代表者の出資比率が、構成員中最大であること。なお、代表者は建設JV構成員（本事業の設計業務及び施工業務を単独で行う場合は、単独企業）である必要はない
- * C' 形態が特別目的会社である場合にさらに必要な資格
 - (1) 会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立する場合、維持管理業務開始までに神戸市内に設立し、SPCにかかる商業登記簿謄本を本市に提出すること。
 - (2) 落札者が単独企業の場合、落札者のみが出資するものとする。
 - (3) 落札者が入札参加者グループの場合、SPCの代表企業の株式保有割合は最大とし、SPC設立時から事業期間を通じて100分の50を超えること。なお、SPCの代表企業は建設JV構成員（本事業の設計業務及び施工業務を単独で行う場合は、単独企業）である必要はない。
 - (4) 建設JV構成員のいずれか（本事業の設計業務及び施工業務を単独で行う場合は、単独企業）及び維持管理業務を担う構成企業は、必ずSPCに出資するものとし、その他の構成企業は任意とする。
 - (5) 構成企業以外の出資者は認めないものとする。
 - (6) 当該SPCに出資する者は、維持管理業務委託契約が終了するまで、SPCの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、技術提案書に係る評価項目及びその配点、入札価格等（消費税相当額を除く。以下同じ。）に係る評価方法及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	総合評価は、除算方式により評価基準の標準点、および加算点を合計して得られた技術評価点を入札価格で除して得る数値（以下「評価値」という）をもって行う。

4 入札及び契約に関する事務を担当する部局

- (1) 入札に関する事務を担当する部局
 郵便番号651-0084
 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階
 神戸市建設局下水道部経営管理課（電話番号078-806-8036）
 （以下「経営管理課」という。）
- (2) 契約に関する事務を担当する部局

(1)と同じ。

5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配付及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等（特例政令第8条に規定する文書をいう。以下同じ。）による。

6 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

交付期間	令和4年4月19日（火）から令和4年7月5日（火） ただし、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く 午前9時から正午、午後1時から午後5時
交付場所	経営管理課及びホームページ
交付方法	無料交付 ホームページより入手する場合は、神戸市ホームページ内の本工事に関するホームページ（ https://www.city.kobe.lg.jp/a78445/business/recruit/poaiikaichiku.html ）に掲載するので、ダウンロードすること。

7 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

提出期間	令和4年6月28日（火）から令和7月5日（火） ただし、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く 午前9時から正午、午後1時から午後5時
提出場所	経営管理課

8 契約条項を示す場所及び入札に必要な書類を示す場所

経営管理課

9 技術提案書提出の日時及び方法

日 時	令和4年9月2日（金）から9月5日（月） ただし、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く 午前9時から正午、午後1時から午後5時
方 法	経営管理課への持参による

10 入札の日時及び場所等

(1) 持参の場合

日 時	令和5年1月30日（月） 午前9時～午前10時まで
方 法	入札書を、必要書類（詳細は入札説明書による。）を添付の上、封筒に入れ封緘し、封筒の表に「入札書在中」と朱書し、下記窓口に提出すること。
場 所	経営管理課

(2) 郵送の場合

日 時	令和5年1月27日（金）の午後5時までに、下記あて先に到着していること。
方 法	入札書を、必要書類（詳細は入札説明書による。）を添付の上、封筒に入れ封緘し、さらに別の封筒（様式は自由）に入れ、封筒の表に「入札書在中」と朱書し、書留郵便で送付すること。
あ て 先	郵便番号651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸 3階 神戸市建設局下水道部経営管理課

11 開札の日時及び場所

日 時	令和5年1月31日（火） 午前10時30分を予定
場 所	神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸3階 神戸市建設局下水道部第1会議室

12 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除する。

13 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (12) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

15 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、低入札価格調査手続要綱に基づき、その者を落札者としなないことがある。

また、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、それらの者のうち、技術評価点の最も高い者を落札者とし、技術評価点の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者がくじを引かない場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

16 契約の手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限る。

17 その他

(1) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

入札参加者グループを構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者グループを構成する企業でないこと。「資本関係又は人的関係のある者」とは次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。これに該当する者が構成企業である入札参加者グループのした入札は全て無効とする。ただし、該当する者が構成企業である入札参加者グループの一人を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一人の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - i 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ii 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - iii 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - iv 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
 - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (2) 入札説明書の内容は、神戸市ホームページ内の本工事に関するホームページ (<https://www.city.kobe.lg.jp/a78445/business/recruit/poaikaichiku.html>) により見ることができる。

18 Summary

Subject matter of the contract	Port Island Sewage Treatment Plant reconstruction work	
The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation	5:00 P.M. 5 July, 2022	
The date and time for the submission of tenders	9:00 A.M. ~ 10:00 A.M. 30 January, 2023	
A contact point where tender documents are available	Operations Section, Management Division, Sewage Works Department, Public Construction Projects Bureau, Kobe City Government Concordia 3 F, 3-1-7 Isobe-dori, Chuo-ku, Kobe, Japan 651-0084 TEL +81-78-806-8036	

神戸市公告第30号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和4年4月21日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称
六甲アイランドCITYウエストコート5番街戸建地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市東灘区向洋町中5丁目4番1号 他
- 3 縦覧期間
令和4年4月21日から同年5月24日まで

4 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告第31号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月10日

神戸市長 久元喜造

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

福祉医療システム運用保守業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市こども家庭局こども未来課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 日立システムズ関西支社
支社長 木村 勉
大阪市北区堂島浜1丁目2番1号

5 随意契約に係る契約金額

56,349,480円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に契約をした特定役務（以下「既締結特定役務」という。）につき、既締結特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既締結特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既締結特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。

神戸市公告第32号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸

市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和4年5月10日

神戸市長 久元喜造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
神戸市国民健康保険システム運用保守業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市福祉局国保年金医療課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の住所及び氏名
神戸市国民健康保険システム運用保守業務共同事業体
共同事業体代表 富士通Japan株式会社 兵庫支社
神戸市中央区磯上通7丁目1番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
238,423,680円
- 6 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 7 随意契約による理由
特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合であって、当該調達の相手方が特定されているため。

区 役 所

神戸市兵庫区公告第10号

次の臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

令和4年4月18日

神戸市兵庫区長 岡本康憲

番号標に記載された番号	失効年月日
神戸56-30神戸	令和4年4月18日

水 道 局

神戸市水道局公印規程及び神戸市水道局公文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月30日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第26号

神戸市水道局公印規程及び神戸市水道局公文書管理規程の一部を改正する規程

(水道局公印規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局公印規程(昭和43年10月水道管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(公印管理者等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 公印取扱者は、所管課の庶務を担当する担当係長(神戸市水道局金銭出納員の印については、経営企画課の出納を担当する<u>担当係長</u>)をもつてあて、公印管理者を補佐する。</p>	<p>(公印管理者等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 公印取扱者は、所管課の庶務を担当する担当係長(神戸市水道局金銭出納員の印については、経営企画課の出納を担当する<u>担当課長</u>)をもつてあて、公印管理者を補佐する。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表第1 (第3条関係)

種類	公印の名称	番号	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	保管課	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
職印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	神戸市水道局 浄水管理セン ター所長之印	[略]	[略]	[略]	浄水管理センター 所長の権限に属す る公文書 表彰、 辞令及びほう賞事 務	浄水管 理セン ター	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

- (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略]
- (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略]



改正後

別表第1 (第3条関係)

種類	公印の名称	番号	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	保管課	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
職印	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	神戸市水道局 浄水統括事務 所長之印	[略]	[略]	[略]	浄水統括事務所 長の権限に属す る公文書 表 彰、辞令及びほ う賞事務	浄水統 括事務 所	
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

- (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略]
- (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略]



(水道局公文書管理規程の一部改正)

第2条 神戸市水道局公文書管理規程(平成14年3月水道管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条 この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所管課長 課長及び第2類事業所長(浄水統括事務所)にあつては送水管理担当課長)をいう。</p> <p>(5)、(6) [略]</p> <p>(帳簿の作成)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 経営企画課及び第2類事業所(浄水統括事務所及び水質試験所を除く)に、前項各号に掲げる帳簿のほ</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 所管課長 課長及び第2類事業所長(中部センター及び西部センター)にあつてはセンター担当課長、浄水管理センター)にあつては送水管理担当課長)をいう。</p> <p>(5)、(6) [略]</p> <p>(帳簿の作成)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 経営企画課及び第2類事業所(浄水管理センター及び水質試験所を除く)に、前項各号に掲げる帳簿のほ</p>

か、特殊文書收受簿（書留等の特殊郵便物を收受する際に記録する帳簿をいう。以下同じ。）を備え置く。

3 [略]

か、特殊文書收受簿（書留等の特殊郵便物を收受する際に記録する帳簿をいう。以下同じ。）を備え置く。

3 [略]

附 則

この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市水道局会計規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月30日

神戸市水道事業管理者 山本 泰生

神戸市水道管理規程第27号

神戸市水道局会計規程等の一部を改正する規程

(水道局会計規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局会計規程(昭和39年4月水道管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(担当事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 分任金銭出納員は、<u>料金担当課長</u>をもつてあて、過誤納金及び前受金の還付のため当日の収納金を繰替使用することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 分任貯蔵品出納員は、<u>第2類事業所(浄水統括事務所を除く。)</u>の<u>所長</u>、<u>第2類事業所の担当課長</u>及び<u>第3類事業所長</u>をもつてあてる。</p>	<p>(担当事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 分任金銭出納員は、<u>営業課の担当課長</u>をもつてあて、過誤納金及び前受金の還付のため当日の収納金を繰替使用することができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 分任貯蔵品出納員は、<u>東部センター、北センター、垂水センター及び水質試験所の所長</u>、<u>第2類事業所の担当課長</u>並びに<u>第3類事業所長</u>をも</p>

5～8 [略]

9 金銭副出納員は経営企画課の出納を担当する担当係長、分任金銭副出納員は営業課の出納を担当する担当係長、貯蔵品副出納員は配水課の事務を担当する担当係長をもつてあてる。

10 審査出納員は、所管課長（神戸市水道局公文書管理規程（平成14年3月神戸市水道管理規程第12号）第3条第4号に規定する所管課長をいう。以下同じ。）、担当課長及び第3類事業所長をもつてあて、電子情報処理組織を用いて計算のうえ作成された旅費条例（昭和27年7月神戸市条例第45号）第4条第1項に規定する旅行命令等に係る支出負担行為に関する確認に係る事務を行う。

（賠償責任を負う職員の指定）

第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第243条の2の2第1項後段の規定により賠償責任を負わなければならない職員は、次に掲げる者とする。

(1) 自治法第243条の2の2第1項第1号から第3号までに掲げる行

つてあてる。

5～8 [略]

9 金銭副出納員は監理担当課長、分任金銭副出納員は営業課の出納を担当する担当係長、貯蔵品副出納員は配水課の事務を担当する担当係長をもつてあてる。

10 審査出納員は、主管課長（東部センター、北センター、垂水センター及び水質試験所の所長を含む。以下同じ。）、担当課長及び第3類事業所長をもつてあて、電子情報処理組織を用いて計算のうえ作成された旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令等に係る支出負担行為に関する確認に係る事務を行う。

（賠償責任を負う職員の指定）

第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第243条の2第1項後段の規定により賠償責任を負わなければならない職員は、次に掲げる者とする。

(1) 自治法第243条の2第1項第1号から第3号までに掲げる行為

為 当該行為について、専決、決定又は代行決裁を行っている職員

(2) 自治法第243条の2の2第1項第4号に掲げる行為 当該行為を行うことを命ぜられた若しくは指定された職員

(会計伝票等の作成)

第15条 所管課長、担当課長又は第3類事業所長は、取引発生の都度、証拠となるべき書類（以下「証拠書類」という。）に基づいて、速やかに会計伝票又は会計取引に関連する書類を作成し、経営企画課長に送付しなければならない。

2～4 [略]

(会計伝票等の取消し等)

第16条 過誤その他の理由により、会計伝票等の取消し又は訂正をするときは、所管課長、担当課長又は第3類事業所長は、直ちに取消し又は訂正の会計伝票等を作成しなければならない。

(会計伝票等の審査)

第21条 経営企画課長は、会計伝票等を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、所管課長、担当課長又は第3類事業所長に会計伝票等を返さなければならない。

当該行為について、専決、決定又は代行決裁を行っている職員

(2) 自治法第243条の2第1項第4号に掲げる行為 当該行為を行うことを命ぜられた若しくは指定された職員

(会計伝票等の作成)

第15条 主管課長、担当課長又は第3類事業所長は、取引発生の都度、証拠となるべき書類（以下「証拠書類」という。）に基づいて、速やかに会計伝票又は会計取引に関連する書類を作成し、経営企画課長に送付しなければならない。

2～4 [略]

(会計伝票等の取消し等)

第16条 過誤その他の理由により、会計伝票等の取消し又は訂正をするときは、主管課長、担当課長又は第3類事業所長は、直ちに取消し又は訂正の会計伝票等を作成しなければならない。

(会計伝票等の審査)

第21条 経営企画課長は、会計伝票等を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合は、主管課長、担当課長又は第3類事業所長に会計伝票等を返さなければならない。

(1)～(5) [略]

(収入又は支出の過誤処理)

第26条 収入又は支出に過誤を生じたときは、所管課長、担当課長又は第3類事業所長は、速やかに過誤の訂正をしなければならない。

(収入の調定)

第38条 収入の調定は、所管課長、担当課長又は第3類事業所長が行う。

2 [略]

(納入通知書の発行)

第40条 所管課長、担当課長又は第3類事業所長は、前2条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正したときは、直ちに納入通知書を発行しなければならない。ただし、管理者が認めるときは、この限りでない。

2 [略]

(領収書の保管)

第45条 現金取扱員が、出納取扱金融機関に納入し、又は金銭出納員に引き渡したときの領収書は、所管課長、担当課長又は第3類事業所長が保管しなければならない。

(指定納付受託者による納付による収納)

(1)～(5) [略]

(収入又は支出の過誤処理)

第26条 収入又は支出に過誤を生じたときは、主管課長、担当課長又は第3類事業所長は、速やかに過誤の訂正をしなければならない。

(収入の調定)

第38条 収入の調定は、主管課長、担当課長又は第3類事業所長が行う。

2 [略]

(納入通知書の発行)

第40条 主管課長、担当課長又は第3類事業所長は、前2条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正したときは、直ちに納入通知書を発行しなければならない。ただし、管理者が認めるときは、この限りでない。

2 [略]

(領収書の保管)

第45条 現金取扱員が、出納取扱金融機関に納入し、又は金銭出納員に引き渡したときの領収書は、主管課長、担当課長又は第3類事業所長が保管しなければならない。

(指定納付受託者による納付による収納)

第46条の2 [略]

2 [略]

3 所管課長、担当課長又は第3類事業所長は、指定納付受託者を指定しようとするときは、金銭出納員に協議しなければならない。

4 [略]

(支出の要求)

第49条 支出の要求は、所管課長、担当課長又は第3類事業所長が行う。

2 [略]

3 所管課長、担当課長又は第3類事業所長は、支払伝票を作成し、証拠書類を添付して経営企画課長に送付しなければならない。

(資金前渡)

第52条 [略]

2 前項の前渡金管理者は、所管課長及び第3類事業所長をもつてあて
る。

3～6 [略]

(口座振替による支払)

第61条 [略]

2 前項の規定により支払をするときは、所管課長、担当課長又は第3類事業所長は口座振替依頼書を支払伝票に添付して金銭出納員に送付しな

第46条の2 [略]

2 [略]

3 主管課長、担当課長又は第3類事業所長は、指定納付受託者を指定しようとするときは、金銭出納員に協議しなければならない。

4 [略]

(支出の要求)

第49条 支出の要求は、主管課長、担当課長又は第3類事業所長が行う。

2 [略]

3 主管課長、担当課長又は第3類事業所長は、支払伝票を作成し、証拠書類を添付して経営企画課長に送付しなければならない。

(資金前渡)

第52条 [略]

2 前項の前渡金管理者は、主管課長及び第3類事業所長をもつてあて
る。

3～6 [略]

(口座振替による支払)

第61条 [略]

2 前項の規定により支払をするときは、主管課長、担当課長又は第3類事業所長は口座振替依頼書を支払伝票に添付して金銭出納員に送付しな

なければならない。ただし、債権者が業者登録により、口座振替による支払に必要な事項を予め登録しているときは、この限りではない。

3、4 [略]

(台帳及び整理簿)

第98条 [略]

2 所管課長は、固定資産の異動を整理するため、固定資産台帳(課別)を備え、適時、固定資産の実体を实地に照合しなければならない。

3 所管課長は、補助金等を受け入れて取得した固定資産について、財源と関連付けを行い整理しなければならない。また、建設仮勘定に経理される固定資産についても同様に関連付けを行い整理しなければならない。

4 所管課長は、固定資産を取得又は異動したときは、速やかに経営企画課長に報告しなければならない。

(所属)

第101条 2以上の課若しくは事業所に関係のある固定資産又は所属が不明な固定資産は、関係課長(関係する所管課長、担当課長又は第3類事業所長をいう。以下同じ。)及び経営企画課長に合議のうえ、その所属

なければならない。ただし、債権者が業者登録により、口座振替による支払に必要な事項を予め登録しているときは、この限りではない。

3、4 [略]

(台帳及び整理簿)

第98条 [略]

2 主管課長は、固定資産の異動を整理するため、固定資産台帳(課別)を備え、適時、固定資産の実体を实地に照合しなければならない。

3 主管課長は、補助金等を受け入れて取得した固定資産について、財源と関連付けを行い整理しなければならない。また、建設仮勘定に経理される固定資産についても同様に関連付けを行い整理しなければならない。

4 主管課長は、固定資産を取得又は異動したときは、速やかに経営企画課長に報告しなければならない。

(所属)

第101条 2以上の課若しくは事業所に関係のある固定資産又は所属が不明な固定資産は、関係課長(東部センター、北センター、垂水センター及び水質試験所の所長並びに第3類事業所長を含む。以下同じ。)及び

を定める。

- 2 所管課長は、固定資産の所属を変更しようとするときは、関係課長及び経営企画課長に合議しなければならない。

(登記又は登録)

第102条 所管課長は、固定資産を取得したとき、登記又は登録を要するものは、法令の定めるところにより、速やかに手続をしなければならない。

(無償譲受)

第105条 所管課長は、固定資産を無償で譲り受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書に相手方の無償で譲渡する旨の書面を添付して、経営企画課長及び関係課長に合議のうえ、管理者の承認を得なければならない

(1)～(3) [略]

(交換)

第106条 所管課長は、固定資産を交換しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書によつて、経営企画課長に合議のうえ、管理者の承認を得なければならない。

(1)～(3) [略]

経営企画課長に合議のうえ、その所属を定める。

- 2 主管課長は、固定資産の所属を変更しようとするときは、関係課長及び経営企画課長に合議しなければならない。

(登記又は登録)

第102条 主管課長は、固定資産を取得したとき、登記又は登録を要するものは、法令の定めるところにより、速やかに手続をしなければならない。

(無償譲受)

第105条 主管課長は、固定資産を無償で譲り受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書に相手方の無償で譲渡する旨の書面を添付して、経営企画課長及び関係課長に合議のうえ、管理者の承認を得なければならない。

(1)～(3) [略]

(交換)

第106条 主管課長は、固定資産を交換しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書によつて、経営企画課長に合議のうえ、管理者の承認を得なければならない。

(1)～(3) [略]

(精算)

第109条 所管課長は、建設工事又は製作の完成後、速やかに精算を行い完成報告書に精算書を添付して、経営企画課長に提出しなければならない。

(年度末の未完成工事の報告)

第111条 所管課長は、年度末において未完成の建設工事があるときは、未完成工事報告書を作成し、指定する日までに経営企画課長に提出しなければならない。

(建設仮勘定)

第111条の2 [略]

2 所管課長は、前項で経理したものについて、事業の用に供したときは、速やかに精算して本勘定へ振替の手続きをしなければならない。

(廃棄手続)

第113条 所管課長は、固定資産を廃棄しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって、専決規程の定めるところによりこれを行う。

(1)、(2) [略]

(撤去、譲渡、取りこわし又は用途廃止)

(精算)

第109条 主管課長は、建設工事又は製作の完成後、速やかに精算を行い完成報告書に精算書を添付して、経営企画課長に提出しなければならない。

(年度末の未完成工事の報告)

第111条 主管課長は、年度末において未完成の建設工事があるときは、未完成工事報告書を作成し、指定する日までに経営企画課長に提出しなければならない。

(建設仮勘定)

第111条の2 [略]

2 主管課長は、前項で経理したものについて、事業の用に供したときは、速やかに精算して本勘定へ振替の手続きをしなければならない。

(廃棄手続)

第113条 主管課長は、固定資産を廃棄しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって、専決規程の定めるところによりこれを行う。

(1)、(2) [略]

(撤去、譲渡、取りこわし又は用途廃止)

第114条 所管課長は、固定資産を撤去、譲渡、取りこわし又は用途廃止をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書によつて、専決規程の定めるところによりこれを行う。ただし、建設工事施行に伴うものは、この限りでない。

(1)、(2) [略]

(方法)

第118条 減価償却は、取得し又は固定資産に編入した年度の翌年度から償却資産の価額を基礎として、次の各号に掲げる方法によつて行い、その整理については、無形固定資産は直接法により、その他の資産は間接法により減価償却累計額を設けて、行うものとする。

(1) 建物、構築物及び無形固定資産
定額法

(2) 前号に掲げるもの以外の償却資
産 定率法

(備忘価額)

第122条 [略]

2 [略]

3 所管課長は、第1項各号に掲げる有形固定資産でその帳簿価額が残存価額に達したものについて、備忘価額まで減価償却を行うことが適当と

第114条 主管課長は、固定資産を撤去、譲渡、取りこわし又は用途廃止をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書によつて、専決規程の定めるところによりこれを行う。ただし、建設工事施行に伴うものは、この限りでない。

(1)、(2) [略]

(方法)

第118条 減価償却は、取得し又は固定資産に編入した年度の翌年度から償却資産の価額を基礎として、次の各号に掲げる方法によつて行い、その整理については、無形固定資産は直接法により、その他の資産は間接法により減価償却累計額を設けて、行うものとする。

(1) 建物、構築物及び無形固定資産
は定額法による。

(2) 前号に掲げるもの以外の償却資
産は、定率法による。

(備忘価額)

第122条 [略]

2 [略]

3 主管課長は、第1項各号に掲げる有形固定資産でその帳簿価額が残存価額に達したものについて、備忘価額まで減価償却を行うことが適当と

認めるときは、当該有形固定資産の名称及び見積耐用年数を毎事業年度末日までに、経営企画課長に通知しなければならない。

(決算資料の作成)

第126条 所管課長は、毎年度経過後20日以内に事業報告書、決算報告書その他年度末決算に必要な資料を経営企画課長に送付しなければならない。

(予算要求書)

第133条 所管課長は、毎年度予算原案編成方針に基づき、業務の予算要求書を作成し、参考書類を添付して、経営企画課長に送付しなければならない。予算を補正するときも同様とする。

(予算の流用)

第136条 [略]

2 所管課長又は担当課長は、予算実施計画に定める各目以下の金額について、相互に流用する必要があるときは、直ちに、予算流用要求書を経営企画課長に送付しなければならない。

3 [略]

(予備費の使用)

第137条 所管課長は、予備費の使用

認めるときは、当該有形固定資産の名称及び見積耐用年数を毎事業年度末日までに、経営企画課長に通知しなければならない。

(決算資料の作成)

第126条 主管課長は、毎年度経過後20日以内に事業報告書、決算報告書その他年度末決算に必要な資料を経営企画課長に送付しなければならない。

(予算要求書)

第133条 主管課長は、毎年度予算原案編成方針に基づき、業務の予算要求書を作成し、参考書類を添付して、経営企画課長に送付しなければならない。予算を補正するときも同様とする。

(予算の流用)

第136条 [略]

2 主管課長又は担当課長は、予算実施計画に定める各目以下の金額について、相互に流用する必要があるときは、直ちに、予算流用要求書を経営企画課長に送付しなければならない。

3 [略]

(予備費の使用)

第137条 主管課長は、予備費の使用

を必要とするときは、予備費使用要求書を経営企画課長に提出しなければならない。

2 [略]

(予算の繰越し)

第139条 所管課長は、支出予算のうち、やむをえない理由により年度内に支出義務が生じなかつたものについては、法第26条の規定に基づき、その事項ごとにその理由を明らかにして予算繰越明細書を作成し、翌年度の指定する日までに経営企画課長に提出しなければならない。

2 [略]

(継続費の逡次繰越し)

第141条 所管課長は、継続費に係る当該年度の予算のうち、支払義務が生じなかつた金額があるときは、継続費繰越し明細書を作成し、翌年度の指定する日までに経営企画課長に提出しなければならない。

2 [略]

(継続費の精算)

第143条 所管課長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算書を作成し、必要な資料を添付して、指定する日までに経営企画課長に提出しなければならない。

を必要とするときは、予備費使用要求書を経営企画課長に提出しなければならない。

2 [略]

(予算の繰越し)

第139条 主管課長は、支出予算のうち、やむをえない理由により年度内に支出義務が生じなかつたものについては、法第26条の規定に基づき、その事項ごとにその理由を明らかにして予算繰越明細書を作成し、翌年度の指定する日までに経営企画課長に提出しなければならない。

2 [略]

(継続費の逡次繰越し)

第141条 主管課長は、継続費に係る当該年度の予算のうち、支払義務が生じなかつた金額があるときは、継続費繰越し明細書を作成し、翌年度の指定する日までに経営企画課長に提出しなければならない。

2 [略]

(継続費の精算)

第143条 主管課長は、継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算書を作成し、必要な資料を添付して、指定する日までに経営企画課長に提出しなければならない。

2 [略]	2 [略]
-------	-------

(水道局物品会計規程の一部改正)

第2条 神戸市水道局物品会計規程(平成29年3月水道管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前												
<p>(総括物品出納員等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総括物品副出納員は、<u>経営企画課の出納を担当する担当係長</u>をもってあて、総括物品出納員に事故があるときはその職務を代行する。</p> <p>4 [略]</p> <p>別表第1(第3条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">物品出納員、物品管理者及び物品管理員を置く場所</td> <td style="width: 33%;">物品出納員及び物品管理員となるべき者</td> <td style="width: 33%;">物品管理者となるべき者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	物品出納員、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者	[略]	[略]	[略]	<p>(総括物品出納員等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 総括物品副出納員は、<u>監理担当課長</u>をもってあて、総括物品出納員に事故があるときはその職務を代行する。</p> <p>4 [略]</p> <p>別表第1(第3条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">物品出納員、物品管理者及び物品管理員を置く場所</td> <td style="width: 33%;">物品出納員及び物品管理員となるべき者</td> <td style="width: 33%;">物品管理者となるべき者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	物品出納員、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者	[略]	[略]	[略]
物品出納員、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者											
[略]	[略]	[略]											
物品出納員、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納員及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者											
[略]	[略]	[略]											

第2類の事業所	担当係長	所長（浄水統括事務所長を除く。）又は担当課長	第2類の事業所	担当係長	担当課長（東部センター、北センター、垂水センター及び水質試験所の所長を含む。）
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

（水道事業手許現金取扱規程の一部改正）

第3条 水道事業手許現金取扱規程（昭和35年4月水道管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（保管）</p> <p>第2条 釣銭用現金は、<u>料金担当課長</u>が交付を受け、それぞれ保管するものとする。</p> <p>（請求及び返納）</p> <p>第3条 <u>料金担当課長</u>は、前条に定める現金の交付を受けようとするときは、<u>会計規程第4条第1項に定める</u></p>	<p>（保管）</p> <p>第2条 釣銭用現金は、<u>営業課の担当課長</u>が交付を受け、それぞれ保管するものとする。</p> <p>（請求及び返納）</p> <p>第3条 <u>営業課の担当課長</u>は、前条に定める現金の交付を受けようとするときは、<u>金銭出納員（以下「出納</u></p>

金銭出納員（以下「出納員」という。）に請求しなければならない。

2 [略]

（交付金額）

第4条 料金担当課長に交付する釣銭用現金は、次の通りとする。

(1) 料金担当課長の使用に供するために交付する金額 300,000円以下

(2) 料金担当課長が指定する職員1人につき交付する金額 20,000円以下

2 料金担当課長が特に必要と認めるときは、前項第1号の金額からその一部を同項第2号の職員に交付することができる。

（交付及び回収）

第6条 料金担当課長は、釣銭用現金を徴収開始のとき第4条第1項第2号の職員に交付し、徴収終了のとき回収する。

（経理）

第7条 料金担当課長は、釣銭用現金整理簿を備え、つねに現金の運用状況を明らかにしなければならない。

2 [略]

員」という。）に請求しなければならない。

2 [略]

（交付金額）

第4条 営業課の担当課長に交付する釣銭用現金は、次の通りとする。

(1) 営業課の担当課長の使用に供するために交付する金額 300,000円以下

(2) 営業課の担当課長が指定する職員1人につき交付する金額 20,000円以下

2 営業課の担当課長が特に必要と認めるときは、前項第1号の金額からその一部を同項第2号の職員に交付することができる。

（交付及び回収）

第6条 営業課の担当課長は、釣銭用現金を徴収開始のとき第4条第1項第2号の職員に交付し、徴収終了のとき回収する。

（経理）

第7条 営業課の担当課長は、釣銭用現金整理簿を備え、つねに現金の運用状況を明らかにしなければならない。

2 [略]

(保管)

第8条 小口現金は、東部センター、中部センター、北センター、西部センター及び垂水センターの所長（以下「センター所長」という。）並びに経営企画課長が、出納員に請求して交付を受け、必要がなくなつたときは返納する。

(交付金額)

第9条 [略]

2 センター所長に交付する小口現金は、200,000円以下とする。

(小口現金による支払)

第11条 所管課長（神戸市水道局公文書管理規程（平成14年3月神戸市水道管理規程第12号）第3条第4号に規定する所管課長をいう。）、担当課長及び第3類事業所長（以下「所管課長等」という。）は、支払伝票を作成し、経営企画課長にこれを提出して現金の交付を受け、支払に当てるものとする。ただし、センター所長は、支払伝票を作成して、直ちに、自ら保管する小口現金をもつて支払うことができる。

2 現金を支払つたときは、領収書を受け取らなければならない。ただ

(保管)

第8条 小口現金は、東部センター、北センター及び垂水センターの所長並びに中部センター及び西部センターのセンター担当課長（以下「センター所長等」という。）並びに経営企画課長が、出納員に請求して交付を受け、必要がなくなつたときは返納する。

(交付金額)

第9条 [略]

2 センター所長等に交付する小口現金は、200,000円以下とする。

(小口現金による支払)

第11条 課長（東部センター、北センター、垂水センター及び水質試験所の所長を含む。）、担当課長及び第3類事業所長（以下「課長等」という。）は、支払伝票を作成し、経営企画課長にこれを提出して現金の交付を受け、支払に当てるものとする。ただし、センター所長等は、支払伝票を作成して、直ちに、自ら保管する小口現金をもつて支払うことができる。

2 現金を支払つたときは、領収書を受け取らなければならない。ただ

し、領収書の受領が困難なときは、所管課長等において支払の事実を証明する書類を作成し、領収書にかえることができる。

- 3 所管課長等は、前項の領収書を、直ちに経営企画課長に提出しなければならない。

(補充)

第12条 経営企画課長及びセンター所長は、前条の支払伝票及び領収書に基づいて、経営企画課長の保管する小口現金については経営企画課長が、センター所長の保管する小口現金についてはセンター所長が、それぞれ戻し入れ補充する。

(経理)

第13条 経営企画課長及びセンター所長は、毎月5日までに前月中に取り扱った小口現金の受払につき、小口現金受払状況報告書により、出納員を経て管理者に報告する。

- 2 経営企画課長及びセンター所長は、小口現金出納簿を備え、つねに小口現金の運用状況を明らかにしなければならない。

(水道局契約規程の一部改正)

第4条 神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

し、領収書の受領が困難なときは、課長等において支払の事実を証明する書類を作成し、領収書にかえることができる。

- 3 課長等は、前項の領収書を、直ちに経営企画課長に提出しなければならない。

(補充)

第12条 経営企画課長及びセンター所長等は、前条の支払伝票及び領収書に基づいて、経営企画課長の保管する小口現金については経営企画課長が、センター所長等の保管する小口現金についてはセンター所長等が、それぞれ戻し入れ補充する。

(経理)

第13条 経営企画課長及びセンター所長等は、毎月5日までに前月中に取り扱った小口現金の受払につき、小口現金受払状況報告書により、出納員を経て管理者に報告する。

- 2 経営企画課長及びセンター所長等は、小口現金出納簿を備え、つねに小口現金の運用状況を明らかにしなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（工事の請負契約に係る検査員の指定の特例）</p> <p>第45条の2 [略]</p> <p>2 前項に規定する場合において、その契約金額が250万円を超え管理者の定める額未満の土木工事の請負契約であるときは、要求課長は、<u>経営企画課長</u>により選定された者のうちから検査員を指定しなければならない。</p>	<p>（工事の請負契約に係る検査員の指定の特例）</p> <p>第45条の2 [略]</p> <p>2 前項に規定する場合において、その契約金額が250万円を超え管理者の定める額未満の土木工事の請負契約であるときは、要求課長は、<u>監理担当課長</u>により選定された者のうちから検査員を指定しなければならない。</p>

（水道局契約事務取扱規程の一部改正）

第5条 神戸市水道局契約事務取扱規程（昭和40年5月水道管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(契約要求のための準備)</p> <p>第4条 契約要求課長（経営企画課に対し契約要求手続きを行う課長（<u>神戸市水道局公文書管理規程（平成14年3月神戸市水道管理規程第12号）第3条第4号に規定する所管課長をいう。</u>）及び担当課長。以下「要求課長」という。）は、契約要求を行う場合においては事前調査を行い、契約内容の変更を生ぜしめないよう努めなければならない。</p>	<p>(契約要求のための準備)</p> <p>第4条 契約要求課長（経営企画課に対し契約要求手続きを行う課長（<u>東部センター、北センター、垂水センター及び水質試験所の所長を含む。</u>）及び担当課長。以下「要求課長」という。）は、契約要求を行う場合においては事前調査を行い、契約内容の変更を生ぜしめないよう努めなければならない。</p>
<p>(契約台帳等の作成)</p> <p>第15条 <u>経営企画課長</u>は、工事・製造請負契約台帳を作成して、契約施行の経過を明らかにしなければならない。</p>	<p>(契約台帳等の作成)</p> <p>第15条 <u>監理担当課長</u>は、工事・製造請負契約台帳を作成して、契約施行の経過を明らかにしなければならない。</p>
<p>(指名競争入札参加資格者名簿)</p> <p>第18条 <u>経営企画課長</u>は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の決議を経て神戸市水道局契約規程（昭和39年4月神戸市水道管理規程第9号。以下「契約規程」という。）第5条の規定による指名競争入札に参加する者の資格の認定を行い、かつ、これに基づいて指名競争</p>	<p>(指名競争入札参加資格者名簿)</p> <p>第18条 <u>監理担当課長</u>は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の決議を経て神戸市水道局契約規程（昭和39年4月神戸市水道管理規程第9号。以下「契約規程」という。）第5条の規定による指名競争入札に参加する者の資格の認定を行い、かつ、これに基づいて指名競争</p>

入札参加資格者名簿（以下「指名簿」という。）を作成しなければならない。

（契約手続きの執行）

第23条 経営企画課長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、第8条の定めるところにより、要求課長より送付された工事・製造請負契約要求書に基づき、契約決議書に所定の事項を記入のうえ、契約手続執行の決裁を経て行わなければならない。

2 経営企画課長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、指名簿に登載されている者のうちから契約の目的又は性質に応じ、特別の理由がある場合を除くほか5人以上の参加者を指名してその者の氏名その他所定の事項を契約決議書に記入のうえ決裁を経て行わなければならない。

3 経営企画課長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の相手方の氏名その他所定の事項を契約決議書に記入のうえ決裁を経て行わなければならない。ただし、注文書により決裁を経る場合は、これによらないことができる。

入札参加資格者名簿（以下「指名簿」という。）を作成しなければならない。

（契約手続きの執行）

第23条 監理担当課長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、第8条の定めるところにより、要求課長より送付された工事・製造請負契約要求書に基づき、契約決議書に所定の事項を記入のうえ、契約手続執行の決裁を経て行わなければならない。

2 監理担当課長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、指名簿に登載されている者のうちから契約の目的又は性質に応じ、特別の理由がある場合を除くほか5人以上の参加者を指名してその者の氏名その他所定の事項を契約決議書に記入のうえ決裁を経て行わなければならない。

3 監理担当課長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、契約の相手方の氏名その他所定の事項を契約決議書に記入のうえ決裁を経て行わなければならない。ただし、注文書により決裁を経る場合は、これによらないことができる。

4 [略]

(予定価格決議書)

第24条 経営企画課長は、設計金額通知書に基づき予定価格決議書（最低制限価格を設ける場合にあつては最低制限価格を記入する。）を作成し、極秘扱いのうえ開札のときに開札の場所に備えなければならない。

(契約の通知)

第25条 経営企画課長は、工事又は製造の請負契約を締結したときは、工事・製造請負契約決定通知書を当該契約の要求課へ、すみやかに送付しなければならない。

2 経営企画課長は、工事又は製造の請負の変更契約を締結したときは、工事・製造請負契約変更決定通知書を当該契約の要求課へ、すみやかに送付しなければならない。

(契約の通知)

第28条 経営企画課長は、物品購入の契約を締結したときは、注文書の契約通知書を納入する課又は事業所へ送付しなければならない。

(不用品売却契約の手続)

第32条 経営企画課長は、不用品の売却の契約を締結したときは、不用品売却決定通知書を要求課へ送付しな

4 [略]

(予定価格決議書)

第24条 監理担当課長は、設計金額通知書に基づき予定価格決議書（最低制限価格を設ける場合にあつては最低制限価格を記入する。）を作成し、極秘扱いのうえ開札のときに開札の場所に備えなければならない。

(契約の通知)

第25条 監理担当課長は、工事又は製造の請負契約を締結したときは、工事・製造請負契約決定通知書を当該契約の要求課へ、すみやかに送付しなければならない。

2 監理担当課長は、工事又は製造の請負の変更契約を締結したときは、工事・製造請負契約変更決定通知書を当該契約の要求課へ、すみやかに送付しなければならない。

(契約の通知)

第28条 監理担当課長は、物品購入の契約を締結したときは、注文書の契約通知書を納入する課又は事業所へ送付しなければならない。

(不用品売却契約の手続)

第32条 監理担当課長は、不用品の売却の契約を締結したときは、不用品売却決定通知書を要求課へ送付しな

なければならない。

(検査の結果通知)

第34条の2 要求課長は、工事の施行中において工事成績が不良と認める場合は、そのつど経営企画課長に報告しなければならない。

(検査の中止)

第37条 検査員は、適正な検査ができないと認めるときは、検査を中止するとともに、直ちに要求課長及び経営企画課長に報告するものとする。

(検査報告書)

第39条 [略]

2 要求課は、検査員よりそれぞれの検査報告書を受け取ったときは、専決規程に定める工事施行の決裁区分に従って供覧を経た後保管しなければならない。ただし、副局長及び経営企画課長への供覧は不要とする。

3、4 [略]

(物品検収員)

第47条の2 物品検収員は、検査ごとに各課長（神戸市水道局公文書管理規程第3条第4号に規定する所管課長をいう。）又は担当課長が所属職員のうちより指定するものとする。

なければならない。

(検査の結果通知)

第34条の2 要求課長は、工事の施行中において工事成績が不良と認める場合は、そのつど監理担当課長に報告しなければならない。

(検査の中止)

第37条 検査員は、適正な検査ができないと認めるときは、検査を中止するとともに、直ちに要求課長及び監理担当課長に報告するものとする。

(検査報告書)

第39条 [略]

2 要求課は、検査員よりそれぞれの検査報告書を受け取ったときは、専決規程に定める工事施行の決裁区分に従って供覧を経た後保管しなければならない。ただし、副局長及び監理担当課長への供覧は不要とする。

3、4 [略]

(物品検収員)

第47条の2 物品検収員は、検査ごとに各課長（東部センター、北センター、垂水センター及び水質試験所の所長を含む。）、担当課長又は第3類事業所長が所属職員のうちより指定するものとする。

附 則

この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市水道局徴収事務委託規程をここに公布する。

令和4年3月30日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第28号

神戸市水道局徴収事務委託規程

神戸市水道局徴収事務委託規程（平成19年6月水道管理規程第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき水道事業管理者（以下「管理者」という。）が公金の徴収事務（以下「徴収事務」という。）を私人に委託することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（委託の基準）

第2条 管理者は、次の各号のすべてに該当する場合に限り、徴収事務を私人に委託することができる。

- (1) 徴収事務を私人に委託することが神戸市水道局の収入の確保及び水道利用者等の便益の増進に寄与すると認められること。
- (2) 徴収事務を委託する私人が当該徴収事務を遂行するのに十分な能力を有し、かつ、当該私人による公金の保管等が安全であると認められること。

（委託内容の公表）

第3条 管理者は、徴収事務を私人に委託したときは、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第26条の4第1項の規定に基づき、その旨を告示し、かつ、納入者の見やすい方法により公表しなければならない。

（業務の範囲）

第4条 管理者は、次の各号に定める公金について徴収事務を委託することができる。

- (1) 神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号）及び神戸市工業用水条例（昭和39年3月条例第93号）に係る収入金

(2) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年3月規則第67号）第72条第1号の下水道使用料及び第2号の農業集落排水処理施設使用料

(3) その他管理者が必要と認めるもの
(徴収手続)

第5条 管理者は、領収書その他必要な書類（以下「領収書等」という。）を、第2条の規定による徴収事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に交付する。

2 受託者は、納入者から公金を収納したときは、様式第1号に定める領収印を領収書に押印し、領収書等を当該納入者に交付しなければならない。

3 受託者は、第1項の規定により領収書等の交付を受けたときは、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

4 受託者は、いかなる理由があっても、領収書等の内容を訂正し、又は加除してはならない。

(払込手続)

第6条 受託者は、収納した公金を、収納日の翌営業日までに神戸市水道局会計規程(昭和39年4月水道管理規程第8号)第5条に定める出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関又は同規程第4条に定める分任金銭出納員に払い込まなければならない。

(受託者証)

第7条 管理者は、受託者の証として、受託者に様式第2号に定める身分証明書（以下「受託者証」という。）を交付する。

2 受託者は、従事者を徴収事務等に従事させるときには、受託者証を常に携帯させなければならない。

3 受託者は、業務を終了したときには、受託者証を直ちに返還しなければならない。

(検査)

第8条 管理者は、政令第26条の4第3項の規定に基づき、委託した徴収事務に関する受託者の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

(届出の義務)

第9条 受託者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに管理者にその旨を届け出なければならない。

- (1) 適用業務を行うことができなくなったとき。
- (2) 受託者の住所、名義又は代表者が変わったとき。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、徴収事務の委託について必要な事項は、管理者が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。

(身分証明書に関する経過措置)

- 2 この管理規程の施行の際、現に交付されているこの管理規程による改正前の神戸市水道局徴収事務委託規程第8条の規定による身分証明書は、当該身分証明証の有効期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。

様式第1号(第5条関係)

(寸法 径24)

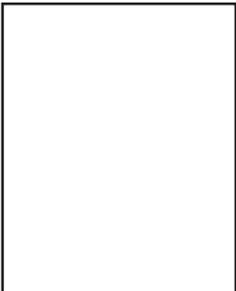


※担当者名又は識別番号

様式第2号(第7条関係)

No. _____

受託者証
「受託業務名」

	受託会社名	_____
	受託会社住所	_____
	従事者氏名	_____

年 月 日生

有効
期限

神戸市水道事業管理者 ㊟

- 1 この証書は、受託業務を行う場合には必ず携帯しなければならない
- 2 この証書は、関係者の請求があった場合は、いつでも提示しなければならない。
- 3 この証書は、他人に貸与し、又は譲渡してならない、
- 4 この証書は、有効期限が満了し、又は委託契約を解除したときは、直ちに返納しなければならない。

神戸市水道局公用車運行規程をここに公布する。

令和4年3月30日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第29号

神戸市水道局公用車運行規程

神戸市水道局公用車運行規程（平成31年3月神戸市水道管理規程第21号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、水道局において使用する公用車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の管理及び運行に関して、必要な基本的事項を定めるものとする。

（公用車の管理者）

第2条 水道局に公用車を管理する者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、業務改革担当課長をもって充てる。
- 3 管理者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条第1項に定める「自動車の運行を直接管理する地位にある者」にあたる者として、法令及びこの規程の定めるところにより、公用車の管理及び運行に関する事務を処理する。
- 4 管理者は、前項の事務を処理するにあたり、その管理の対象となる公用車について、公用車管理簿（様式第1号）を作成しなければならない。
- 5 管理者は、公用車の運行に際し安全運転のための注意を喚起するとともに、交通法規の遵守についての意識の啓発のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 6 管理者は、公用車を課、事業所その他これらに類する部署（以下「所属等」という。）に貸与することができる。
- 7 管理者は、前4項の事務を処理するために、所属する職員に当該事務を補助させることができる。

（公用車の運行管理者）

第3条 所属等に、公用車の運行の状況を管理する者（以下「運行管理者」とい

う。)を置く。

2 運行管理者は、神戸市水道局公文書管理規程（平成14年3月水道管理規程第12号）第3条第4号に規定する所管課長及び第3類事業所長をもって充てる。

3 前条第5項から第7項の規定は、運行管理者について準用する。この場合において、「公用車」とあるのは「借り受けた公用車」と、「前4項」とあるのは「前2項」と読み替えるものとする。

（運転者）

第4条 次に掲げる職員（以下「運転者」という。）以外の者は、公用車を運転することができない。

(1) 自動車運転手である職員（以下「運転手」という。）

(2) 運転手が定められていない公用車又は運転手が欠けた場合の公用車を運転するため、運行管理者がその所属職員の中から指定し、管理者が承認した者（以下「運転職員」という。）

2 運行管理者は、前項第2号の規定により運転職員を指定する場合は、必要最低限に止め、運転経歴、本人の性格等を勘案のうえ指定しなければならない。

（運転者の遵守事項）

第5条 運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 運行管理者の運行の指示がなければ、公用車を運転しないこと。

(2) 道路交通法その他法令の研さんを積むとともに、交通事故及び法令違反の防止に努めること。また、公用車の使用に当たっては、管理者及び運行管理者の指示に従うとともに、交通法規に定められているもののほか、各局室区が別に定める安全運転の基準等を遵守し、安全運転を心がけること。

(3) 自動車の運転免許証の効力に異動が生じた場合は、運行管理者に遅滞なく届け出ること。

(4) 運転手にあつては当日の用務の開始前に、運転職員にあつては運転の開始前に、運転日報（様式第2号）の項目に従い、自ら乗務する公用車について、点検を必ず行うこと。

(5) 運転手にあつては当日の用務の終了後、運転職員にあつては運転の終了後、速やかに公用車の鍵を運行管理者の定める方法により返納すること。返

納できない場合は、運転者が適正に保管すること。

- (6) 運転手にあつては当日の用務の終了後に、運転職員にあつては運転の終了後に、運転日報（様式第2号）により、運行管理者に運転状況を報告すること。
- (7) 公用車に修繕、整備等を要する箇所があると判断したときは、速やかにその旨を運行管理者に報告すること。
- (8) 公用車の運行中に事故が生じた場合は、被害者の救済その他急施を要する事故処理をした後、速やかに運行管理者に報告すること。

（公用車の管理）

第6条 運行管理者は、公用車の管理及び運行に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 所属の運転者が公用車を運転しようとするときは、運転者の健康状態、アルコールの摂取の状況、運転免許証の所持その他必要な事項について確認すること。この場合において、確認の結果、公用車の運転に不適と判断する場合は、当該運転者に対して運行の指示をしてはならない。
- (2) 公用車を運行しないときは、保全上必要な措置を講じた後、所定の場所に保管すること。ただし、当日の用務の都合その他やむを得ない事情により、管理者の承認を得たときは、他の場所に保管することができる。
- (3) 前条第3号の届出及び第6号の報告があつたときは、管理者に報告をすること。
- (4) 借り受けた公用車に修繕、整備等を要する箇所があると判断したときは、速やかにその旨を管理者に報告すること。
- (5) 借り受けた公用車の運行中に事故が生じたときは、速やかにその旨を管理者に報告すること。
- (6) 前2号の場合において、第3条第3項の規定により運行管理者が他の所属等に公用車を借り受けていた場合には、借り受けた運行管理者（以下「借受運行管理者」という。）は、管理者への報告に加えて当該公用車を貸与した所属等の運行管理者（以下「貸付運行管理者」という。）に報告すること。

2 管理者は、公用車の管理及び運行に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 毎会計年度開始時及び公用車に異動が生じたときには、第2条第4項の公用車管理簿（様式第1号）を遅滞なく更新すること。
- (2) 公用車の点検を定期的に行うこと。
- (3) 公用車が運行に支障をきたす状態にあると判断される場合には、当該公用車について、速やかに運行の中止・制限、修繕、整備等必要な措置を講じなければならない。
- (4) 前項第4号又は第5号の報告を受けたときは、速やかに当該公用車の点検を行うこと。この場合、当該公用車に対して前号の措置が必要と認められる場合は、速やかに必要な措置を講じること。

（公用車の使用）

第7条 公用車は、公務を遂行するために必要がある場合に限り、使用することができる。

- 2 第3条第3項の規定により運行管理者が他の所属等に公用車を貸与する場合、借受運行管理者は、公用車一時使用承認簿（様式第3号）により貸付運行管理者の承認を得なければならない。この場合において、前条第1項第1号の確認及び運行の指示は、借受運行管理者が行うものとする。
- 3 公用車の使用は勤務時間内とする。ただし、特に用務上の必要があり、運行管理者の承認を得た場合はこの限りでない。
- 4 公用車を使用する者は、公用車の使用中やむを得ない理由により、あらかじめ承認された行程及び時間を変更しようとする場合は、運行管理者にその旨を速やかに連絡し、承認を得るよう努めなければならない。

（自家用自動車の公務使用の禁止）

第8条 職員の自家用自動車は、公務のために使用してはならない。ただし、非常災害の発生その他緊急やむを得ない場合にあつて、管理者が承認したとき、その他特別の定めがある場合は、この限りでない。

（様式）

第9条 この規程に定める様式は別表のとおりとする。ただし、管理者が必要と認める場合は、別表に定める各様式における記載事項を損なわない範囲において、運行管理者が別に定める様式に替えることができるものとする。

(施行細目の委任)

第10条 この規定の施行に関し必要な事項は、水道事業管理者が定める。

附 則

この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

様式号数	様式名	関係条文
第1号	公用車管理簿	第2条第4項 第6条第2項第1号
第2号	運転日報	第5条第4号 第5条第6号 第6条第1項第3号
第3号	公用車一時使用承認簿	第7条第2項

様式第1号 (第2条、第6条関係)

様式第1号 (第2条、第6条関係)

○公用車管理簿

番号	車種	車両番号	取得年月	経過年月	取得方法 (価格)	走行距離	車両点検 受検年月	駐場所	作成年月日:	
									有無	任意保険 保険会社(証券番号)
1				—						
2				—						
3				—						
4				—						
5				—						
6				—						
7				—						
8				—						
9				—						
10				—						

※1 保有するすべての公用車(規程の対象となるものに限る。)を記載すること。

※2 記載にあたっては、実際の車両や車検証、整備記録等を確認するなど、記載内容に誤りがないよう留意すること。

※3 車検の受検年月には、特に留意すること。車検予定の車両については、あらかじめ検査日程を定めて年間運行計画を策定すること。

※4 万が一、検査切れとなった車両があった場合は、ただちに当該車両の運行を停止するとともに、関係機関への報告等必要な措置を講じること。

様式第2号（第5条、第6条関係）

様式第2号（第5条、第6条関係）

令和 年 月 分 自動車運行前点検 兼 運転日報（運転者用）

公用車管理者	運行管理者	係

所 属	
車両番号	
車 種	
車検有効期限	

運転前点検

①車体の損傷は	②各タイヤの異常	③エンジン関係の漏れ
④各照明灯火・方向指示器	⑤ブレーキの作用	⑥ガソリンの量、漏れ
⑦オイル・冷却液の漏れ	⑧ワイパーの作用	⑨車後の期限

運転前確認

①免許証	②病氣過労の影響等	③アルコールの確認
④管理者の指示事項		

日	使用開始時刻	運転者	同乗者	行 先	運転前確認 ※1	運行管理者 確認欄 ※2	運転前点検 点検結果 ※3	燃料 受入 (L)	走行メーター指針		ETC 使用区間	走行終了時刻	運行管理者 承認欄
									出発前	走行後 (km)			
日	:				<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 病氣過労の影響 <input type="checkbox"/> アルコールチェック	確認者名						:	
日	:				<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 病氣過労の影響 <input type="checkbox"/> アルコールチェック	確認者名						:	
日	:				<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 病氣過労の影響 <input type="checkbox"/> アルコールチェック	確認者名						:	
日	:				<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 病氣過労の影響 <input type="checkbox"/> アルコールチェック	確認者名						:	
日	:				<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 病氣過労の影響 <input type="checkbox"/> アルコールチェック	確認者名						:	
日	:				<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 病氣過労の影響 <input type="checkbox"/> アルコールチェック	確認者名						:	
日	:				<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 病氣過労の影響 <input type="checkbox"/> アルコールチェック	確認者名						:	
計									走行距離 4	km			

注1)1日の乗車ごとに1行記入すること。(1日2回使用する場合は2行記入)
注2)前記については運行管理者又はその補助者がサインをすること

注3)※1については運転前確認書(運転する車以外の者)がサインすること
注4)※3運転前点検については○か、×の場合は該項目を番号で記入すること

1年保存

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

○公用車一時使用承認簿

所 属 : _____
運行管理者 : _____

貸付運行管理者 承認	車両ナンバー	運転職員名	使用予定日	使用予定時間		同乗者名	行 先 ・ 用 務	返却日
				開始	終了			
				開始				
				終了				
				開始				
				終了				
				開始				
				終了				
				開始				
				終了				
				開始				
				終了				
				開始				
				終了				
				開始				
				終了				
				開始				
				終了				

【手続方法等】 1 一時使用車両所有の所屬に連絡し予約する。
2 承認簿に必要事項を記入の上、公用車一時使用時に、貸付運行管理者の承認を得るとともに承認簿を預け、公用車の鍵と運転日報を受け取る。
3 用務終了後、運転日報と車の鍵とを引き換えに承認簿の返却を受ける。

交 通 局

神戸市交通局乗合自動車職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第13号

神戸市交通局乗合自動車職員服務規程の一部を改正する規程

神戸市交通局乗合自動車職員服務規程（昭和46年3月13日交通管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条 この規程において乗合自動車職員（以下「職員」という。）とは、<u>営業所において乗合自動車運輸現業に従事する事務職員（以下「事務職員」という。）</u>、<u>乗合自動車指導運転士並びに乗合自動車運転士（研修生を含む。以下「運転士」という。）</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;">（服装の整正）</p> <p>第4条 <u>運転士は、勤務中は制服を着用しなければならない。また、乗務中は制服及び制帽、名札、マイクを正しく着用し、乗客に不快感を与えないよう常に清潔・端正を心掛けなければならない。ただし、別に定め</u></p>	<p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条 この規程において乗合自動車職員（以下「職員」という。）とは、<u>乗合自動車運輸現業に従事する事務職員、乗務職（研修生を含む。以下同じ。）</u>をいう。</p> <p style="text-align: center;">（服装の整正）</p> <p>第4条 <u>職員は、勤務中、制服及び制帽を着用しなければならない。ただし、運転士は、別に定めるところにより、制帽を着用しないことができる。</u></p>

るところにより着用しないことができる。

2 事務職員の制服及び制帽の着用については、別に定める。

3 職員は、制服又は制帽を改造し、装飾し、又はこれらにみだりにき章の類をはい用してはならない。

4 職員は、常に身体及び服装を清潔にし、乗客に好感を与えるように努めなければならない。

(言語、態度等)

第5条 職員は、勤務中野卑又は粗暴な言語動作を慎しみ、すべて言語は明瞭に、応対は親切丁寧に行なわなければならない。

2 乗客接遇及び乗務中の放送、その他の用語例は、別に定める。

第7条 削除

(車内名札の装着)

第13条 運転士は、乗務中所定の場所に車内名札を装着しなければならない。

(禁止行為)

第14条 運転士は、次の行為をしてはならない。

(1) [略]

(2) 乗務中首巻等を使用し、又はポケットに手を入れ、若しくは腕組みをする等、乗客に不快感、不快感を与える行為をすること。

(3)～(6) [略]

(7) 乗務中新聞、雑誌類を読むこと並びに携帯電話等による通話もし

2 職員は、制服又は制帽を改造し、装飾し、又はこれらにみだりにき章の類をはい用してはならない。

3 職員は、常に身体及び服装を清潔にし、乗客に好感を与えるように努めなければならない。

(言語、態度等)

第5条 職員は、勤務中野卑又は粗暴な言語動作を慎しみ、すべて言語は明瞭に、応対は親切丁寧に行なわなければならない。

2 乗客接遇その他の用語例は、自動車部長が定める。

(勤務中の携帯品)

第7条 職員は、勤務中次の物品を携帯しなければならない。

(1) 職員証

(2) 市バスガイドブック

(3) 自動車運転士ハンドブック

(4) 印鑑

(名札の掲出)

第13条 乗務職は、乗務中正規の名札を車内所定の場所に掲げなければならない。

(禁止行為)

第14条 乗務職は、次の行為をしてはならない。

(1) [略]

(2) 乗務中首巻等を使用し、又はポケットに手を入れ、若しくは腕組みをすること。

(3)～(6) [略]

(7) 乗務中新聞、雑誌類を読むこと。

くはその操作をすること。

(8) [略]

(9) 停留所名表示器を正確に操作しないこと、又は、不正確な状況が生じた際に乗客に適切な案内をしないこと。

2 運転士は、乗務中、別の定めがある場合を除き、やむを得ずマスクを用いるときは、所属長の許可を受けなければならない。

(出退勤点呼)

第15条 運転士は、点呼執行要領に基づき、所定の出勤時に、制服を整正して運行管理者または補助者の点呼を受けなければならない。

2 運転士は、勤務終了時においても点呼執行要領に基づき、運行管理者または補助者の点呼を受けなければならない。

(懲戒行為)

第17条 運転士が次に掲げる行為をしたときは、別に定めるところにより懲戒処分に付する。

(1) 諸法令、条例、規則及び規程等並びに上司及び運行管理者の指示に違反すること。

(2)～(6) [略]

2 [略]

(添乗の業務)

第18条 添乗業務が必要な場合は別に定める。

第19条 削除

(8) [略]

2 運転士は、勤務中やむを得ずマスクを用いるときは、所属長の許可を受けなければならない。

(終業の確認)

第15条 乗務職は、勤務終了の確認を受けなければ退出することができない。

(懲戒行為)

第17条 乗務職が次に掲げる行為をしたときは、別に定めるところにより懲戒処分に付する。

(1) 諸法令、条例、規則及び規程並びに上司の指示に違反すること。

(2)～(6) [略]

2 [略]

(車掌の職務)

第18条 車掌は、乗客の接遇、発車、停車等の合図並びに乗車料金及び乗車券の取扱いに従事する。

(乗車券等の受領)

第19条 車掌は、乗車前に乗車券、両替準備金等を受け取り、乗車料金及び乗車券の取扱いに支障のないようにしておかなければならない。車掌を乗務させないで運行に供する車両(以下「ワンマンカー」という。)の

第20条 削除

第21条 削除

(乗車料金等の確認)

第22条 乗客が降車する際、料金箱に差し入れた、又は、かざした乗車料金及び乗車証票は、その正否を確認しなければならない。

2 運転士は、定期券又は無料乗車券の提示を受けたときは、これを確認し、指定区間外のもの及び指定経路外のもの、記名本人でないもの、券面を改ざんしたもの、通用期間の経過したもの等についてはこれを回収し、営業所に帰着の際、事務職員に報告し、当該定期券等を提出しなければならない。

運転士は、乗車前に料金箱用金庫及び両替金（申し送りを受ける場合を除く。）を受け取り、乗車料金の取扱いに支障のないようにしておかなければならない。この場合において、料金箱用金庫及び両替金の申し送りをするときは、正確かつ敏速に申し送り、又は申し受けなければならない。

(車掌等の携帯品)

第20条 車掌等は、乗務中第7条に定める携帯品のほか、次の物品を携帯しなければならない。ただし、ワンマンカー運転士にあつては、次の物品のうち「かばん」とあるのは「録音テープ」と読み替えるものとする。筆記具、料金箱金庫、取得物原票、取得物預り書引換券、不正定期券預り書、多区間料金表、その他必要品（回数券の発売及び両替）

第21条 車掌は、乗客に回数券を発売し、及び金銭の両替をして、乗客の乗車料金の支払いに支障がないようにしなければならない。

(乗車料金等の確認)

第22条 乗客が降車する際料金箱に差し入れた乗車料金及び乗車券は、その正否を確認しなければならない。

2 定期券又は無料乗車券の提示を受けたときは、これを確認し、指定区間外のもの及び指定経路外のものについては先方の了解を得てこれを收受し、記名本人でないもの、券免を改ざんしたもの又は通用期間の経過したもの等については最寄りの係員所在地まで同行を願い、これを当該係員に引き継ぎ、営業所に帰着の際、係員に報告しなければならない

(乗車料金等の誤投入の措置)

第24条 乗客が誤って釣銭の必要な現金を投入した場合は、その金額を確認したうえ、料金箱からの振出等により乗客に返却しなければならない。この場合、営業所帰着点呼の際に返却取扱を行った旨申告しなければならない。

2 乗客が誤って私鉄乗車券その他の他社券及び高額乗車券を料金箱に投入した場合は、当該乗客の確認を受けたのち、所定の乗車料金を料金箱に差し入れさせなければならない。当該券の返還については、最寄り営業所（出先操車を含む。）で係員立合いのうえ料金箱用金庫を開錠して、現品を取り出し、これを当該乗客に返還しなければならない。

(料金箱の管理)

第25条 運転士は、乗務の際、料金箱用金庫を料金箱に取り付け、入庫又は乗務終了の際、金庫を引き出し、営業所へ持ち帰らなければならない。

2 [略]

(携帯している乗車券等のき損、亡失)

第26条 携帯している乗車券等をき損又は亡失したときは、すみやかにその理由を事務職員に届け出なければならない。

(乗務中の放送等)

第27条 乗務中の放送については、別に定めるもののほか、次のとおり行うこと。

い。

(乗車料金等の誤投入の措置)

第24条 乗客が誤って釣銭の必要な現金を投入した場合は、その金額を確認したうえ、同額を両替準備金から立替え、改めて乗車料金を料金箱に差し入れさせ、営業所帰着の都度係員に乗車料金誤投入立替払書を提出して、両替準備金の補充を受けなければならない。

2 乗客が誤って私鉄乗車券その他の他社券及び高額乗車券を料金箱に投入した場合は、当該乗客の確認を受けたのち、所定の乗車料金を料金箱に差し入れさせなければならない。当該券の返還については、最寄り営業所（出先操車を含む。）まで同行を願い、係員立合いのうえ料金箱用金庫を開錠して、現品を取り出し、これを当該乗客に引き渡さなければならない。

(料金箱の管理)

第25条 車掌及びワンマンカー運転士は、乗務の際、料金箱用金庫を料金箱に取り付け、入庫又は乗務終了の際、金庫を引き出し、営業所へ持ち帰らなければならない。

2 [略]

(携帯乗車券等のき損、亡失)

第26条 携帯乗車券等をき損又は亡失したときは、すみやかにその理由を係員に届け出なければならない。

(乗務中の放送等)

第27条 停留所を発車したときは、乗客に注意のため次の停留所名を、停留所に到着したときは当該停留所名を、いずれも2回以上高声明瞭に放

(1) 運転士は、停留所を発車したときは、乗客に注意のため次の停留所名を、停留所に到着したときは当該停留所名を、いずれも2回以上高声明瞭に放送しなければならない。ただし、音声合成装置を使用しているときは、この限りでない。

(2) 停留所の待合客に対しては、その車両の行先を明瞭に告げなければならない。ただし、音声合成装置を使用しているときは、この限りでない。

(3) 終点、乗換場所その他降車客の多い場所においては、忘れ物のないよう高声で注意を与えなければならない。ただし、音声合成装置を使用しているときは、この限りでない。

(違反行為の制止)

第28条 職員は、神戸市乗合自動車乗車規程（昭和22年5月規則第197号）第10条各号に規定する行為のあるときは、これを制止しなければならない。

(乗客移乗の処置)

第29条 事故その他のため甲車から乙車に乗客の移乗を求める際、運転士は乗客に付き添い、必要事項を乙車の運転士に申し継がなければならない。

(事故時の説明)

第30条 事故のため不時又は急激に停

送しなければならない。ただし、録音テープを使用しているときは、この限りでない。

2 停留所の待合客に対しては、その車両の行先を明瞭に告げなければならない。ただし、録音テープを使用しているときは、この限りでない。

3 終点、乗換場所その他降車客の多い場所においては、忘れ物のないよう高声で注意を与えなければならない。

(違反行為の制止)

第28条 神戸市乗合自動車乗車規程（昭和22年5月規則第197号）第10条各号に規定する行為のあるときは、これを制止しなければならない。

(乗客移乗の処置)

第29条 事故その他のため甲車から乙車に乗客の移乗を求める際、甲車の車掌（甲車がワンマンカーであるときは、運転士）は乗客に付き添い、必要事項を乙車の車掌又はワンマンカー運転士に申し継がなければならない。

(事故時の説明)

第30条 事故のため不時又は急激に停

車したときは、運転士は乗客にその理由を告げ、慰問し、乗客に不安感を起こさせないように注意しなければならない。

(運転士の職務)

第31条 運転士は、車両の運転操縦及び乗務中の車両保全に従事するほか、乗車料金及び乗車券の収受、乗客の接遇、放送等に従事しなければならない。

第32条 削除

第33条 削除

(運転士の携帯品)

第35条 運転士は、乗務中において、次の物品を携帯しなければならない。

- (1) 免許証
- (2) ダイヤ表又はスターフ
- (3) 乗務記録表
- (4) 認証カード
- (5) 自動車運転士ハンドブック
- (6) 市バス運転士運転操作マニュアル
- (7) マイク
- (8) 車内名札
- (9) その他必要品

車したときは、車掌又はワンマンカー運転士は乗客にその理由を告げ、慰問し、乗客に不安感を起こさせないように注意しなければならない。

(運転士の職務)

第31条 運転士(ワンマンカー運転士を除く。)は、車両の運転操縦及び乗務中の車両保全に従事する。

(ワンマンカー運転士の職務)

第32条 ワンマンカー運転士は、車両の運転操縦及び乗務中の車両保全に従事するほか、乗車料金及び乗車券の収受、乗客の接遇、放送等に従事しなければならない。

(車掌代務)

第33条 運転士は、特に命ぜられた場合においては、車掌の職務に服さなければならない。

(運転士の携帯品)

第35条 運転士は、乗務中第7条及び第20条に定める携帯品のほか、次の物品を携帯しなければならない。

- (1) 免許証
- (2) ダイヤ表又はスターフ
- (3) その他必要品

附 則 (令和4年3月31日交規程第13号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第14号

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程

(神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程(昭和28年4月6日交通管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1 一般職給料表(第5条関係) <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">[略]</div> 備考 <u>1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。</u> <u>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(再任用職員を除く。)の</u>	別表第1 一般職給料表(第5条関係) <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">[略]</div> 備考 <u>この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。</u>

給料月額は、この表の額に1,000
円をそれぞれ加算した額とす
る。

第2条 神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和28年4月6日交通管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（届出）</p> <p>第13条の2 職員が新たに条例第4条の2及び前条の規定による住居手当が支給される職員としての要件を具備するに至った場合若しくは<u>住居手当を受けている職員が</u>次の各号に該当するに至った場合においては、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、管理者が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2、3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（届出）</p> <p>第13条の2 職員が新たに条例第4条の2及び前条の規定による住居手当が支給される職員としての要件を具備するに至った場合若しくは次の各号に該当するに至った場合においては、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、管理者が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに管理者に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2、3 [略]</p>

（神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正

する規程の一部改正)

第3条 神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する規程(令和3年3月31日交通管理規程第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (号 給 の切替え等) 第3条 [略]	附 則 (号 級 の切替え等) 第3条 [略]

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年9月1日から適用する。

企業職員の職務分類の基準に関する規程及び管理職手当の支給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第15号

企業職員の職務分類の基準に関する規程及び管理職手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

(企業職員の職務分類の基準に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の職務分類の基準に関する規程(昭和41年12月28日交規程第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄に掲げる規定の下線の表示部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表第1</p> <p>一般職給料表級別標準職務表</p> <p>5級</p> <p>係長、担当係長、第1類の事業所の副所長、第2類の事業所の車庫長、<u>運転指令区長、乗務区長</u>(<u>名谷乗務区長を除く</u>)、<u>管区駅長</u>(<u>三宮管区駅長を除く</u>)、保線区長、変電区長又は電気区長の職務</p> <p>6級</p> <p>課長、担当課長、<u>名谷乗務区長、三宮管区駅長</u>又は第1類の事業所の長の職務</p>	<p>別表第1</p> <p>一般職給料表級別標準職務表</p> <p>5級</p> <p>係長、担当係長、第1類の事業所の副所長、第2類の事業所の車庫長、<u>運転指令区長、乗務区長、管区駅長、保線区長、変電区長又は電気区長の職務</u></p> <p>6級</p> <p>課長、担当課長又は第1類の事業所の長の職務</p>

(管理職手当の支給に関する規程の一部改正)

第2条 管理職手当の支給に関する規程(昭和41年12月28日交規程第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄に掲げる規定の下線の表示部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
職	支給額	支給区分	職	支給額	支給区分
担当局長	甲	2種	担当局長	甲	2種
副局長	乙	1種	副局長	乙	1種
部長	乙	2種	部長	乙	2種
担当部長	乙	3種	担当部長	乙	3種
課長、担当課長、営業所長、 <u>運転統括所長、駅務統括所長、名谷乗務区長、三宮管区駅長</u>	丙	1種	課長、担当課長、営業所長	丙	1種

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

交通局現業員採用規程及び交通局現業員の採用に関する身体検査等標準規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第16号

交通局現業員採用規程及び交通局現業員の採用に関する身体検査等標準規程の一部を改正する規程

(交通局現業員採用規程の一部改正)

第1条 交通局現業員採用規程(昭和33年6月27日交規程第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分を削る。

改正後	改正前
(選考の資格要件等) 第5条 前条の選考を受けることができる者の資格は、教育基本法(平成18年法律第120号)第5条に定める義務教育を受け、かつ、次に掲げる____年齢、免許等の資格要件を有するものとする。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に該当する者を除く。	(選考の資格要件等) 第5条 前条の選考を受けることができる者の資格は、教育基本法(平成18年法律第120号)第5条に定める義務教育を受け、かつ、次に掲げる <u>性別、</u> 年齢、免許等の資格要件を有するものとする。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に該当する者を除く。

職種名		資格要件		職種名		資格要件		
		年齢	免許等			性別	年齢	免許等
自動車整備技士	技士職	18歳以上	自動車整備士免許 必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。	自動車整備技士職	性別	18歳以上35歳未満	自動車整備士免許 必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。	
		35歳未満						男
								女
	男							
保線技士								
電気機械技士								
乗合自動車運転士		21歳以上	(1) 必要とする免許及び資格を有すること。 (2) 過去3年間の交通違反の点数の合計が4点以下であること。	乗合自動車運転士	性別	21歳以上35歳未満	(1) 必要とする免許及び資格を有すること。 (2) 過去3年間の交通違反の点数の合計が4点以下であること。	
		35歳未満						男
高速鉄道運転士		20歳以上	必要とする免許又は資格を有すること。	高速鉄道運転士	性別	20歳以上30歳未満	必要とする免許又は資格を有すること。	
		30歳未満						男
高速鉄道車掌		18歳以上	必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。	高速鉄道車掌	性別	18歳以上23歳未満	必要に応じて行う筆記考査又は実地考査に合格すること。	
		23歳未満						男
駅掌								

(交通局現業員の採用に関する身体検査等標準規程の一部改正)

書（様式第1）に記載する項目によつて行うものとし、別表____のすべての項目が甲である者を合格とする。

2 [略]

（体力検査の基準）

第4条 体力検査は、必要に応じて行うこととし、その基準は交通事業管理者が別に定める。

別表____

別表第2 削除

書（様式第1）に記載する項目によつて行うものとし、別表第1のすべての項目が甲である者を合格とする。

2 [略]

（体力検査の基準）

第4条 体力検査は、別表第2に定める体力基準によつて行い、その結果がおのこの基準に適合したものを合格とする。

別表第1

別表第2

項目	職種名	基準	検査の方法
1 肺活量 (単位 =立方 センチ メートル)	保線技士	3、 200以 上	肺活量 計で3回 測定 し、最 大値を とり、 肺胸内 換気能 力をみ る。
	乗合自動車運 転士(男)、 高速鉄道運 転士、高速鉄道 車掌、駅掌 (男)、自動 車整備技士、	2、 700以 上	

		電気機械技士		
		乗合自動車運 転士（女）、 駅掌（女）	2、 200以 上	
	2 背筋力 （単位 ＝キロ グラ ム）	保線技士	120以 上	背筋力 計で3回 測定 し、最 大値を とり、 筋力を みる。
		乗合自動車運 転士（男）、 高速鉄道運 転士、高速鉄道 車掌、駅掌 （男）、自動 車整備技士、 電気機械技士	100以 上	
乗合自動車運 転士（女）、 駅掌（女）		60以 上		

附 則

（施行期日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

教育委員会

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第15号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（教育委員会職員特殊勤務手当）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第37条第2号に規定する教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 昼間若しくは夜間における2以上の異なる学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の校長又は園長の職務のうち教育委員会が別に定める職務 月額9,900円</p> <p>(2) 昼間若しくは夜間における2以上の異なる学校の教諭、養護教諭又は実習助手の職務のうち教育委</p>	<p style="text-align: center;">（教育委員会職員特殊勤務手当）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第37条第2号に規定する教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 昼間若しくは夜間における2以上の異なる学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の校長又は園長の職務 月額9,900円</p> <p>(2) 昼間若しくは夜間における2以上の異なる学校の教諭、養護教諭又は実習助手の職務 月額6,600円</p>

<u>員会が別に定める職務</u> 月額6,600 円	
(3) [略] 3～6 [略]	(3) [略] 3～6 [略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市立高等学校の管理運営に関する規則及び神戸市立高等学校の主任等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第16号

神戸市立高等学校の管理運営に関する規則及び神戸市立高等学校の主任等の設置に関する規則の一部を改正する規則

(市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市立高等学校の管理運営に関する規則(平成17年3月教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>(主幹教諭)</u></p> <p><u>第17条の2 学校に主幹教諭を置く。</u></p> <p><u>2 主幹教諭は、円滑な学校運営の推進等のため、校長及び教頭を助け、校長及び教頭の命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育又は養護の指導及び管理をつかさどる。</u></p> <p><u>3 主幹教諭が整理する校務は、校長が決定し、教育委員会に報告しなければならない。</u></p>	

(市立高等学校の主任等の設置に関する規則の一部改正)

第2条 神戸市立高等学校の主任等の設置に関する規則（昭和53年12月教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(庶務部長等)</p> <p>第2条 <u>学校に</u>、庶務部長、教務部長、<u>生徒指導部長、学年主任及び進路指導部長</u>を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 <u>生徒指導部長</u>は、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整に当たる。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 <u>進路指導部長は、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整に当たる。</u></p> <p>7 <u>第1項に定める主任等のうち、教務部長、生徒指導部長、学年主任及び進路指導部長（以下、「教務部長等」という。）の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は、教務部長等を置かないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(学科長等)</p>	<p style="text-align: center;">(庶務部長等)</p> <p>第2条 <u>学校には</u>、庶務部長、教務部長、<u>指導部長及び学年主任</u>を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>4 <u>指導部長</u>は、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整に当たる。</p> <p>5 [略]</p> <p style="text-align: center;">(学科長等)</p>

第3条 学校には、前条の規定に定める主任等のほか、学科長、教科主任、保健主事等必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項に定める主任等のうち、学科長及び保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は、学科長及び保健主事を置かないことができる。

(主任等の決定)

第4条 前2条に定める主任等のうち、教務部長等及び学科長は教諭をもって充てるものとし、保健主事は、教諭又は養護教諭をもって充てるものとする。

2 前2条に定める主任等のうち、教務部長等及び保健主事を除くものは、教諭又は主幹教諭をもって充てるものとする。

3 [略]

4 前2条に定める主任等は、校長が担当させ、教育委員会に報告しなければならない。

第3条 学校には、前条の規定に定める主任等のほか、学科長、進路指導主任、教科主任、保健主事等必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

(主任等の決定)

第4条 前2条の規定に定める主任等は、校長が当該学校の教諭のうちから担当させ、教育長に報告しなければならない。

2 [略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市教育委員会事務局組織規則及び神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日提出

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第17号

神戸市教育委員会事務局組織規則及び神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会事務局組織規則(昭和33年4月教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第8条 総務課は、次の事務を分掌する。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11)</u> 神出自然教育園に関すること。</p> <p>第9条～第15条 [略]</p> <p>第16条 特別支援教育課は、次の事務を分掌する。</p>	<p>第8条 総務課は、次の事務を分掌する。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p><u>(11)</u> <u>青少年科学館に関すること。</u></p> <p><u>(12)</u> 神出自然教育園に関すること。</p> <p>第9条～第15条 [略]</p> <p>第16条 特別支援教育課は、次の事務を分掌する。</p>

(1) [略]

(2) 特別支援学校及び特別支援学級の教育課程に関すること。

(3) 特別支援学校及び特別支援学級の教科書採択及びその他教材の取扱いに関すること。

(4) 特別支援教育に係る就学、教育相談及びその支援に関すること。

(5) 特別支援教育相談センターに関すること。

(1) [略]

(2) 障害児に係る就学に関すること。

(3) 特別支援学校及び特別支援学級の教育課程に関すること。

(4) 発達障害に係る教育相談及び支援（学びの支援センター）に関すること。

(5) 特別支援学校及び特別支援学級の教科書の採択及びその他教材の取扱いに関すること。

(教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 神戸市教育委員会公印規則（昭和42年7月25日教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則

1、2 [略]

1、2 [略]

(指定管理者の不在等の期間における専用公印)

3 教育長が附則別表の第1欄に掲げる公の施設の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による教育長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は教育長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間における当該公の施設の使用の許可に関する事務については、第2条および第6条の規定にかかわらず、同表に定める専用公印を使用しなければならない。

附則別表

公の施設	公印の名称	ひな型	書体	寸法(ミリメートル)	管守責任者	用途																		
神戸市立青少年科学館	神戸市教育委員会教育長印	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">青</td> <td style="padding: 2px;">少</td> <td style="padding: 2px;">年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">科</td> <td style="padding: 2px;">学</td> <td style="padding: 2px;">館</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">神</td> <td style="padding: 2px;">戸</td> <td style="padding: 2px;">市</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">教</td> <td style="padding: 2px;">育</td> <td style="padding: 2px;">長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">事</td> <td style="padding: 2px;">務</td> <td style="padding: 2px;">専</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">用</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	青	少	年	科	学	館	神	戸	市	教	育	長	事	務	専	用			てん書	方21	総務課長	青少年科学館事務専用
青	少	年																						
科	学	館																						
神	戸	市																						
教	育	長																						
事	務	専																						
用																								

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市立青少年科学館条例施行規則及び神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第18号

神戸市立青少年科学館条例施行規則及び神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 神戸市立青少年科学館条例施行規則（昭和59年3月教育委員会規則第4号）
- (2) 神戸市教育委員会指定管理者選定評価委員会規則（平成25年3月教育委員会規則第8号）

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第1号

神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任の選考に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第11条及び第30条並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき、神戸市立学校園の校長、園長、教員及び実習助手の採用及び昇任のための選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること。(現に校長又は園長の職以外の職に任命されている者を校長又は園長の職に任命する場合を含む。(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第1項に規定する臨時的任用を除く。))
- (2) 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命すること及び教諭、養護教諭、栄養教諭を主幹教諭に昇格すること。
- (3) 神戸市立学校園 神戸市立学校設置条例(昭和39年3月条例第87号)第3条に規定する学校園(高等専門学校は除く。)をいう。
- (4) 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として教育長が定めるもの。

(選考の目的及び方法)

第3条 採用のための選考(以下「採用選考」という。)は、教育長が当該選考

に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することを目的とし、必要に応じ、筆記試験、面接試験、実技試験その他の方法を用いて行う。

2 昇任のための選考(以下「昇任選考」という。)は、教育長が職員の受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づき、当該昇任させようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該昇任させようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

(選考の種類)

第4条 選考の種類は、次のとおりとする。

- (1) 神戸市立学校園教員採用候補者選考試験
- (2) 神戸市立学校園育児休業代替任期付教員採用候補者選考試験
- (3) 神戸市立特別支援学校実習助手採用候補者選考試験
- (4) 神戸市立学校長選考
- (5) 神戸市立幼稚園長選考
- (6) 神戸市立学校教頭選考
- (7) 神戸市立学校主幹教諭選考

(選考区分)

第5条 前条に規定する選考を実施するにあたっては、校種、職、教科その他必要に応じ、選考区分を設けるものとする。

(選考の資格要件)

第6条 選考の資格要件は、選考の種類または選考区分に応じて、教育長が別に定める。

(告知の方法)

第7条 選考の告知は、公報その他適切な方法により行わなければならない。

(告知の内容)

第8条 選考の告知の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 選考の対象となる職及び選考区分

- (2) 選考の資格要件
- (3) 選考の実施時期及び場所
- (4) 選考の受験手続
- (5) その他教育長が必要と認める事項
(採用候補者名簿)

第9条 採用候補者名簿（以下「名簿」という。）には、第4条第1号から3号までに規定する選考に規定する選考に合格した者（以下「採用候補者」という。）を選考の種類及び選考区分に応じて登載する。

2 名簿は、教育長が作成する。

（名簿の有効期間）

第10条 教育長は、前条の規定により名簿を作成する場合において、その有効期間を定めることができる。

2 教育長は、必要があると認めるときは、当該名簿について定めた有効期間の満了前において、更にその期間を延長することができる。

（名簿からの削除）

第11条 教育長は、採用候補者が次のいずれかに該当する場合には、名簿から削除することができる。

- (1) 職員に採用された場合
- (2) 採用に関する教育委員会からの照会に応答しない場合
- (3) 心身の故障のため、名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合
- (4) 前号に定めるもののほか、名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合
- (5) 採用を辞退した場合
- (6) その他教育長が別に定める場合

第12条 教育長は、採用候補者が次のいずれかに該当する場合には、名簿から削除するものとする。

- (1) 当該採用選考を受ける資格を欠いていることが明らかとなった場合
- (2) 当該採用選考の受験の申込み又は当該採用選考において、虚偽若しくは

不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合

(3) その他教育長が別に定める場合

(採用候補者の名簿への復活)

第13条 教育長は、次に掲げる場合に、名簿から削除された採用候補者を当該名簿に復活させることができる。

(1) 第11条第1号の規定により名簿から削除された者であって、条件付採用期間中に免職された者について、名簿に復活させることが適当と認める場合

(2) 第11条第2号の規定により名簿から削除された者について、正当な理由により当該照会に応答しなかったと認める場合

(3) 第11条第3号又は第4号の規定により名簿から削除された者について、それらの規定に該当しなくなったため、名簿に復活させることが適当と認める場合

(4) 第11条第5号又は第6号の規定により名簿から削除された者について、名簿に復活させることが適当と認める場合
(採用)

第14条 職員を採用する場合（現に校長又は園長の職以外の職に任命されている者を校長又は園長の職に任命する場合は除く。）は、第9条に規定する名簿に登載された者のうちから採用するものとする。

2 現に校長又は園長の職以外の職に任命されている者を校長又は園長の職に任命する場合は、第4条第4号及び第5号に規定する選考により選考された者のうちから任命するものとする。

(昇任)

第15条 職員を昇任させる場合は、第4条第6号及び第7号に規定する選考により選考された者のうちから昇任させるものとする。

(実施細目)

第16条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会訓令甲第1号

神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程の一部を改正する規則

神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程（昭和35年8月教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
(校長、園長及び委員の旅費)					(校長、園長及び委員の旅費)				
第3条 旅費条例第2条第2項の規定に基づき、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第3号に規定する教育職給料表(2)、教育職給料表(3)、教育職給料表(4)及び教育職給料表(5)の適用を受ける者の行政職給料表の職務の級に相当する職務の級は次のとおりとする。					第3条 旅費条例第2条第2項の規定に基づき、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第3条第1項第3号に規定する教育職給料表(2)、教育職給料表(3)、教育職給料表(4)及び教育職給料表(5)の適用を受ける者の行政職給料表の職務の級に相当する職務の級は次のとおりとする。				
行政職 給料表	教育職 給料表 (2)	教育職 給料表 (3)	教育職 給料表 (4)	教育職 給料表 (5)	行政職 給料表	教育職 給料表 (2)	教育職 給料表 (3)	教育職 給料表 (4)	教育職 給料表 (5)
7級			5級		7級			5級	
6級以下	<u>5級以下</u>	3級以下	4級以下	5級以下	6級以下	<u>4級以下</u>	3級以下	4級以下	5級以下

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

神戸市教育長訓令甲第1号

教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月1日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局等専決規程（平成29年4月教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表第2（第2条—第10条関係）

財務関係事務

決裁区分	市長の部局		局長	部長及び担当部長 ※は総務部長のみ	課長、室長及び担当課長	校長、専任学長、副校長、及び教員、有機関の長、准校長	特定部の部長、課長、課長	備考
	市長	副市長						
決裁事項	調達	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1
	契約	[略]	行財政局長	[略]	①100万円以下 ②全て20万円以下 (各供給事業者に対して)	①100万円以下 ②全て20万円以下 (各供給事業者に対して)	3類の長 ①20万円 ②全額 以下 以下 以下	単価協定

改正後

別表第2（第2条—第10条関係）

財務関係事務

決裁区分	市長の部局		局長	部長及び担当部長 ※は総務部長のみ	課長、室長及び担当課長	校長、専任学長、副校長、及び教員、有機関の長、准校長	特定部の部長、課長、課長	備考
	市長	副市長						
決裁事項	調達	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1
	契約	[略]	行財政局長	[略]	①100万円以下 ②全て20万円以下 (各供給事業者に対して)	①100万円以下 ②全て20万円以下 (各供給事業者に対して)	3類の長 ①20万円 ②全額 以下 以下 以下	共 通物品 のうち 市長が 指定する ものは、 <u>総務事務</u> <u>センタ</u> <u>一長が</u> <u>別に定</u> <u>める。</u> 3 単 価 協 定

は経理の契約の場合に適用する。⑤ 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたるものに限る

する電気通信に役務に関する料金をいう。以下この項において同じ。)又は後納郵便料金)③ 全て(一般使用料等(賃借に係るものを除く。以下この項において同じ。))及び保険料(市有財産に

円以下(動産)② 2,000万円以下(動産以外)

は経理の契約の場合に適用する。⑥ 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたるものに限る

する電気通信に役務に関する料金をいう。以下この項において同じ。)又は後納郵便料金)③ 全て(一般使用料等(賃借に係るものを除く。以下この項において同じ。))及び保険料並びに証明書発

円以下(動産)② 2,000万円以下(動産以外)総務センター長 全て(共通物品のうち市長が指定するもの。)

<p>係るものを除く。以下この項において同じ。)並びに証明書発行等に係る手数料)</p>	<p>行政 局長 (8,000 万円以 上。資産 活用課 長(経由) 又は資 産活用 課長 (8,000 万円未 満のも の)に合 議する こと。</p>
<p>不動産若しくは地上権、8,000万円以上。資産活用課長(経由)又は資産活用課長(8,000万円未満のもの)に合議すること。</p>	<p>行政 局長 (8,000 万円以 上。資産 活用課 長(経由) 又は資 産活用 課長 (8,000 万円未 満のも の)に合 議する こと。</p>

こと。 2 地 方自治 法その 他の法 令又は 条例の 規定に より議 会の議 決を要 するも のには 適用し ない。	[略]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

<p>権、地役権その他これらに準ずる権利</p> <p>万田を 超える もの</p>	<p>[略]</p>															
<p>権、地役権その他これらに準ずる権利</p> <p>万田を 超える もの</p>	<p>[略]</p>															
<p>権、地役権その他これらに準ずる権利</p> <p>万田未 満</p>	<p>[略]</p>															
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

(負担の付でないもの)	円を超えるもの	[略]									
移転料その他諸補償(借地権に係る補償を除く。)、請負契約款に規定する不可抗力による損害の費用負担	借3,000万円を超えるもの	[略]									
契約の変更(地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合に締結する協定に係る変更を含む。)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 設 計又は 仕様の 一部変 更につ いては、 ()内 の補償 名は変 更前の 決裁区 分を、数 字はそ の契約 金額に 対する 変更の 割合又 は変更

に伴う 差額を 示す。 2 契 約の項 におけ る行財 政局長、 行財政 局副局 長及び 契約監 理課長 の決裁 区分は、 經理契 約の場 合に適 用する。 3 決 定の項 は經理 契約の 場合に 適用す る。		上のも のを除 く。以 下この 項にお いて同 じ。))			契 約
—	—	① (課 長) 20%以 下又は 100万 円以下 ② 全て (電気 使用 料)	(部 長) 20%以 下 (課 長) 20%を 超える もの かつ 100万 円を 超え るも の	行財 政局 長 3億 円を 下 契 約 監 理 課 長 ① 2 億円 以下 ② 全	

前の決
裁区分
による
ことと
する。

ものに
係る金
額を變
更する
とき(變
更後の
当該負
担金等
の総額
が變更
前の当
該負担
金等の
総額を
下回る
ときに
限る。)の
決裁
区分は、
變更後
の個々
の負担
金等の
額に基
づくも
のとす
る。この
場合に
ついて

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
<p>(注)</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 決裁事項の欄に掲げる事項について設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。</p>									

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
<p>(注)</p> <p>1～5 [略]</p>									

当該決裁区分が権数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

人事委員会

令和4年改正条例附則第3条の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第12号

令和4年改正条例附則第3条の規定による給料に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年2月条例第8号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第3条の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象給料表 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。)第3条第1項第3号イの給料表をいう。
- (2) 切替日 令和4年4月1日をいう。
- (3) 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(令和4年改正条例附則第2条の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する令和4年改正条例附則別表の新級欄に掲げる職務の級)をいう。
- (4) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (5) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項又は職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和27年2月条例第8号)第2条の規定により休職にされていた期間
 - イ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間

(6) 復職時調整 神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則（平成13年3月人委規則第8号。以下「初任給、昇給に関する規則」という。）第22条の規定による号給の調整をいう。

(7) 再任用職員 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

（令和4年改正条例附則第3条第1項の人事委員会規則で定める職員）

第3条 令和4年改正条例附則第3条第1項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格した職員
- (2) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (3) 切替日以降に再任用職員として勤務する職員
- (4) 切替日以降に令和4年改正条例附則第3条の規定による給料を支給される職員でなくなった職員

（令和4年改正条例附則第3条第2項の規定による給料の支給）

第4条 切替日の前日から引き続き対象給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（第3条第4号に掲げる職員を除く。）には、その差額に相当する額を、令和4年改正条例附則第3条第2項の規定による給料として支給する。

- (1) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合 切替日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、初任給、昇格に関する規則第10条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に初任給、昇給に関する規則第22条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する

額

(端数計算)

第5条 令和4年改正条例附則第3条の規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第6条 令和4年改正条例附則第3条の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年改正条例附則第3条の規定による給料を支給される職員に関しては、神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則（昭和32年12月人委規則第11号）第5条の2第1項第1号及び第9条の規定の適用についてはこれらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年3月条例第8号）附則第3条の規定による給料の額との合計額」とする。

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第13号

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則(昭和32年12月人委規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第7条 条例第12条第1項の「その他その勤務しないことにつき任命権者の承認(神戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第71号)第16条に規定する部分休業の承認並びに勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認を除く。)があつた場合」とは、勤務時間条例施行規則第5条に規定する育児時間及び任命権者が定めた規程</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第7条 条例第12条第1項の「その他その勤務しないことにつき任命権者の承認(神戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第71号)第16条に規定する部分休業の承認並びに勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認を除く。)があつた場合」とは、勤務時間条例施行規則第5条に規定する育児時間及び任命権者が定めた規程</p>

による場合のほか、次の各号（神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成22年3月条例第27号。以下「任期付条例」という。）第2条、第3条又は第4条の規定に基づき採用された職員及び育児休業法第6条第1項第1号の規定に基づき採用された職員については、第2号を除く。）に定める基準によつて任命権者が勤務しないことにつき承認を与えた時間又は日をいう。

- (1) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年3月条例第13号。以下この条において「特例条例」という。）第2条第1項各号（同条例第2条第1項第3号の規定に基づく場合にあつては、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年10月条例第25号）第2条第1号に規定する場合に限る。）及びこれに基づく職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年2月神人委規則第2号。以下この条において「特例規則」という。）第2条各号（同規則第2条第12号の規定に基づき任命権者がとくに承認した場合にあつては、任命権者が別に定めたものを除く。）の

による場合のほか、次の各号（神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成22年3月条例第27号。以下「任期付条例」という。）第2条、第3条又は第4条の規定に基づき採用された職員及び育児休業法第6条第1項第1号の規定に基づき採用された職員については、第2号を除く。）に定める基準によつて任命権者が勤務しないことにつき承認を与えた時間又は日をいう。

- (1) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年3月条例第13号。以下この条において「特例条例」という。）第2条第1項各号（同条例第2条第1項第3号の規定に基づく場合にあつては、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年10月条例第25号）第2条第1号に規定する場合に限る。）及びこれに基づく職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年2月神人委規則第2号。以下この条において「特例規則」という。）第2条各号 _____

 _____ の

規定に基づきその義務を免除されたとき。

そのつど必要と認める時間又は日（ただし、特例規則第2条第3号にあつては、1週間をこえない範囲内でのつど必要と認める日）

(2) [略]

2 [略]

規定に基づきその義務を免除されたとき。

そのつど必要と認める時間又は日（ただし、特例規則第2条第3号にあつては、1週間をこえない範囲内でのつど必要と認める日）

(2) [略]

2 [略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

管理職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第14号

管理職手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当の支給に関する規則(昭和37年7月人委規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1				別表第1			
任命権者の組織	職	支給額	支給区分	任命権者の組織	職	支給額	支給区分
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
市長	[略]	[略]	[略]	市長	[略]	[略]	[略]
市長室	[略]	[略]	[略]	市長室	[略]	[略]	[略]
	<u>国際経済連携専門官、ホームページ監理官、広聴専門官</u>	[略]	[略]		ホームページ監理官、広聴専門官	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
企画調整局	[略]	[略]	[略]	企画調整局	[略]	[略]	[略]
	<u>男女共同参画センター</u> 所長、総	[略]	[略]		<u>つなぐラボ所長、連携推進専</u>	[略]	[略]

	括イノベーション専門官、イノベーション専門官（級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年4月人委規則第6号）別表第1において職務の級が6級と定められている者に限る。）		
[略]	[略]	[略]	[略]
福祉局	[略]	[略]	[略]
	障害者更生相談所長、ひきこもり支援室長、特別指導監査専門官	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
経済観光局	[略]	[略]	[略]
	消費生活センター所長、農業振興センター所長	[略]	[略]
建設局	[略]	[略]	[略]
	森林整備事務所長、王子動物園副園長、建設事務所副所長	[略]	[略]

	門官、情報システム専門官、総括イノベーション専門官、イノベーション専門官（級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年4月人委規則第6号）別表第1において職務の級が6級と定められている者に限る。）		
[略]	[略]	[略]	[略]
福祉局	[略]	[略]	[略]
	障害者福祉センター所長、障害者更生相談所長、発達障害者支援センター長、ひきこもり支援室長、特別指導監査専門官	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
経済観光局	[略]	[略]	[略]
	都市型創造産業統括プロデューサー、消費生活センター所長、農業振興センター所長	[略]	[略]
建設局	[略]	[略]	[略]
	森林整備事務所長、王子動物園副園長、建設事務所副所長、水	[略]	[略]

						環境センター副 所長	
都市局	[略]	[略]	[略]	都市局	[略]	[略]	[略]
	西神整備事務所 長	[略]	[略]		臨海整備事務所 長、西神整備事 務所長	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年9月人委規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条、第4条関係)		別表(第2条、第4条関係)	
任命権者の組織	職	任命権者の組織	職
[略]	[略]	[略]	[略]
市長部局	[略]	市長部局	[略]
市長室	室長 ホームページ監理官 広聴専門官 <u>国際経済連携専門官</u> 秘書課担当係長	市長室	室長 ホームページ監理官 広聴専門官 秘書課担当係長
[略]	[略]	[略]	[略]
企画調整局	本部長 総括イノベーション 専門官 イノベーション専門	企画調整局	本部長 <u>所長</u> 連携推進専門 官 情報システム専門官 総

	官（級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年4月人委規則第6号）別表第1において職務の級が6級と定められている者に限る。）
[略]	[略]
[略]	[略]
福祉局	[略]
和光園	[略]
障害者更生相談所	[略]
ひきこもり支援室	[略]
[略]	[略]
経済観光局	本部長
[略]	[略]
[略]	[略]
都市局	[略]
西神整備事務所	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

	括イノベーション専門官 イノベーション専門官（級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年4月人委規則第6号）別表第1において職務の級が6級と定められている者に限る。）
[略]	[略]
[略]	[略]
福祉局	[略]
和光園	[略]
障害者福祉センター	所長
障害者更生相談所	[略]
発達障害者支援センター	センター長
ひきこもり支援室	[略]
[略]	[略]
経済観光局	本部長 都市型創造産業統括プロデューサー
[略]	[略]
[略]	[略]
都市局	[略]
臨海整備事務所	所長
西神整備事務所	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

(級別基準職務表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 級別基準職務表の適用範囲に関する規則(平成28年4月人委規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1 行政職給料表				別表第1 行政職給料表			
職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称	職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
5級	[略]	[略]	[略]	5級	[略]	[略]	[略]
	副館長の職務	[略]	[略]		副館長の職務	[略]	[略]
					国際渉外専門官の職務	市長室	国際課
	デジタル化専門官の職務	企画調整局	政策課、デジタル戦略部		デジタル化専門官の職務	企画調整局	デジタル戦略部
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	相談員の職務	[略]	[略]		相談員の職務	[略]	[略]
	オープ	経済観光局	経済政策課				

	イン ベーシ ョン専 門官の 職務		
6 級	所長の 職務	企画調整局 福祉局 [略] 都市局 [略]	男女共同参画センタ ー 障害者更生相談所 [略] 西神整備事務所 [略]
	セン ター 長の 職務	行財政局 [略]	[略] [略]
	事務長 の職務	[略]	[略]
	国際経 済連携 専門官 の職務	市長室	国際部
	[略]	[略]	[略]

	学校法 務専門 官の職 務	教育委員会 事務局	監理室、児童生徒課
6 級	所長の 職務	企画調整局 福祉局 [略] 都市局 [略]	男女共同参画センタ ー、つなぐラボ 障害者福祉センタ ー、障害者更生相談 所 [略] 臨海整備事務所、西 神整備事務所 [略]
	セン ター 長の 職務	行財政局 福祉局 [略]	[略] 発達障害者支援セン ター [略]
	事務長 の職務	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

広聴専門官の職務	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
特別指導監査専門官の職務	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

広聴専門官の職務	[略]	[略]
連携推進専門官の職務	企画調整局	
情報システム専門官の職務	企画調整局	デジタル戦略部
[略]	[略]	[略]
特別指導監査専門官の職務	[略]	[略]
都市型創造産業統括プロデューサーの職務	経済観光局	
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

別表第3 教育職給料表(2)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
4級	担当係長の職務	教育委員会事務局	学校教育課、教科指導課、児童生徒課
5級	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

別表第3 教育職給料表(2)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
3級	担当係長の職務	教育委員会事務局	学校教育課、児童生徒課
4級	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

別表第5 教育職給料表(5)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
4級	担当係長の職務	[略]	[略]
		教育委員会事務局	教職員課、学校経営支援課、学校環境整備課、健康教育課、学校教育課、教科指導課、児童生徒課、特別支援教育課、総合教育センター
5級	担当係長の職務	教育委員会事務局	教職員課、健康教育課、学校教育課、教科指導課、児童生徒課、特別支援教育課、総合教育センター

別表第5 教育職給料表(5)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
4級	担当係長の職務	[略]	[略]
		教育委員会事務局	教職員課、学校経営支援課、学校環境整備課、健康教育課、学校教育課、教科指導課、児童生徒課、特別支援教育課、研修育成課
5級	担当係長の職務	こども家庭局 教育委員会事務局	こども青少年課 教職員課、健康教育課、学校教育課、教科指導課、児童生徒課、特別支援教育課、研修育成課

別表第6 医療職給料表(1)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
3	[略]	[略]	[略]
級	副所長の職務	健康局	健康科学研究所
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第6 医療職給料表(1)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
3	[略]	[略]	[略]
級	副所長の職務	健康局	環境保健研究所
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和4年3月31日

神戸市人事委員会
委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会訓令甲第1号

人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令

人事委員会委員長及び事務局長等専決規程（昭和49年6月人委訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後							改正前						
別表 人事関係事務							別表 人事関係事務						
\	決裁 区分	委員 長	事務 局長	調査 課長	課長 共通	備考	\	決裁 区分	委員 長	事務 局長	調査 課長	課長 共通	備考
決裁 事項							決裁 事項						
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

給 与 等	給 料 ・ 報 酬	決 定	局 長	担 当 部 長 及 び 課 長	担 当 係 長 以 下	—	行 財 政 局 に お い て 処 理 す る 事 務 を 除 く。	給 与	給 料	決 定	局 長	担 当 部 長 及 び 課 長	担 当 係 長 以 下	—					
		支 給	—	—	全 職 員	—	行 財 政 局 に お い て 処 理 す る 事 務 を 除 く。								支 給	—	—	全 職 員	—
		手 当 （ 相 当 す る 報 酬 ・ 費 用 弁 償 を 含 む 。）	認 定	—	特 殊 な も の	全 職 員 （ 特 殊 な も の を 除 く 。）	—								行 財 政 局 に お い て 処 理 す る 事 務 を 除 く。	手 当	認 定	—	特 殊 な も の
	支	—	—	全 職	—	行 財		支	—	—	全 職	—							

		給		員		政局 にお いて 処理 する 事務 を除 く。													
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
服 務	休暇の 付与	一	課長 以上	一	担当 係長 以下	担当 部長 及び 課長 の長期 にわた るもの は委員 会の承 認を受 けるこ と。	服 務	休暇の 付与	局長	担当 部長 及び 課長	一	担当 係長 以下	担当 部長 及び 課長 の長期 にわた るもの は委員 会の承 認を受 けるこ と。	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
職務専 念義務 の免除	一	課長 以上	一	担当 係長 以下			職務専 念義務 の免除	局長	担当 部長 及び 課長	一	担当 係長 以下	調査 課長 に合 議す ること。							

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

